

第 4 4 0 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 3 年 9 月 2 9 日（木）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 3 年 9 月 2 9 日、第 4 4 0 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸		
6 番	福 永 繁 一	1 4 番	吉 識 定 和
		1 5 番	高 井 國 年
8 番	難 波 靖 通	1 6 番	松 岡 秀 人

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 吉 識 功 二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	中 島 勉
会 計 管 理 者	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	山 口 省 五
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	山 本 欽 也	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	後 藤 守 芳

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。

定足数に達しております。

よって本日の会議を開きます。

それでは日程により一般質問を続けてまいります。

5 番目の通告者は宮内富夫君であります。

1. 防災対策について

## 2. 汚水処理場周辺環境整備について

以上、宮内議員どうぞ。

宮内富夫議員 皆さんおはようございます。

通告順に従い、議席番号9番、宮内富夫、一般質問をさせていただきます。

まず最初にでございますが、通告書に「汚水処理場」と書いておりましたが、「福崎浄化センター」が正式名となっておりますので、改めて訂正をさせていただきます。

本日は女性委員会の皆様が後ろで傍聴されています。大変緊張しておりますが、一つよろしくお願い申し上げます。

今回は「防災対策について」と「福崎浄化センター周辺環境整備について」の質問を行いたいと思います。

さて、本年は5月下旬に台風2号、7月下旬に6号、9月1日から降り始めた雨は3日、4日にかけて大雨となり、さらに9月20日から21日にかけて台風15号が襲来し、ことに、台風12号は当町においても市川を初め、町内の河川が危険水位に達し、私の知るところでは初めての避難勧告が出されたと認識しております。被災日から1カ月もたっておりません。役場の職員の方には、復旧に大変ご尽力されていることと思います。本当にありがとうございます。

台風12号における避難勧告までを時系列に説明願います。

総務課長 9月2日金曜日午後3時40分から台風12号対策の幹部会議を開催し、台風が岡山県から播磨地方を直撃しそうだとの情報から、自主避難所を高岡小学校体育館、文化センター、サルビア会館、八千種研修センターの4施設で午後5時から開設することを決定しました。午後5時に防災行政無線の臨時放送で、また6時10分の定時放送で周知いたしました。自主避難された方は2世帯、3名でした。

同日午後5時に災害警戒本部を設置いたしました。職員の配備体制は、この時点では要員待機とし、総務課、住民生活課、まちづくり課の指名する職員を残し、後の職員は自宅待機といたしました。

翌3日昼ごろから雨が強くなり、市川の水位が水防団待機水位に近づいたため、午後2時、管理職に対して出動を要請しました。

同日、市川の水位がはん濫注意水位に近づいたため、午後5時15分、男子職員に対して出動を要請しました。

同日、市川の水位がはん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるため、午後5時50分、避難準備情報を発令いたしました。

翌4日、市川の水位が避難はん濫水位に達し、さらに水位の上昇が予想されたため、午前1時30分、避難勧告を発令いたしました。避難者数は202世帯、337人です。

以上が、大まかな流れであります。

宮内富夫議員 このときに水防計画では水防信号が書いてあるわけでございますが、1号、2号、3号、4号となっております。今回の台風で信号はどのように対処されましたか。

まちづくり課長 住民の方々にはメール配信や防災無線による周知、またテレビなどでの報道で詳細な情報を提供するなど、あらゆる手段を講じました。今回の場合は、避難勧告が夜中であったことなど、住民の方々に過剰な不安を与えると判断し、水防信号のサイレンは使用しておりません。

宮内富夫議員 次に、今、市川の水位に関しましては説明があったわけでございますが、それと同時に避難判断水位ですね、神崎橋に設置してある赤色の避難判断水位はどれ

ぐらいまで上がったのか、また、七種川、雲津川、平田川はどのような状況であったのでしょうか。

まちづくり課長 市川の最大水位は、4日午前2時30分ごろに5.92メートルを記録しております。七種川では、JR播但線沿いの七種川橋の地点での水位標で、4日未明に1.6メートルまで水位が上がりました。この水位は、七種川橋のけたにあたるほどの高さでありました。雲津川では、田尻の岩尾橋下流付近の水位標では1.6メートルまで水位が上がっております。平田川では、町道東大貫溝口線、蓮池橋の水位標で2.15メートルまで水位が上がっております。

宮内富夫議員 七種川、雲津川、平田川では、はん濫して避難するようなことはなかったのでしょうか。

まちづくり課長 七種川では水位標のところが出屋敷地区のところでございます、水位は避難判断水位を超えておりますので、出屋敷地区の方には避難勧告を出しております。

また平田川につきましては、人家等の影響がなく、避難判断マニュアルでも判断水位は設定しておりませんので、避難に至るところまでは行っておりません。

宮内富夫議員 雲津川はどうでしたか。ここが福崎町で一番たくさんの住民の方が住まわっているわけですが。

まちづくり課長 雲津川では、岩尾橋の上流付近から市川まで改修が終わっております。そこにつきましては、避難判断水位を下回る水位でございます、やや余裕があったということでもあります。ただし、上流については未改修でございますので、部分的には溢水したという状況でございます。

宮内富夫議員 4日の未明、1時30分に、市川に接する集落に避難勧告が出ました。今、お聞きしましたが、他の河川では七種川で危険水位を超したということでございます。非常に大量の雨が降ったわけでございますので、いろいろ大きな川、小さな川、中小河川もいろいろとはん濫していったと、このようなことであろうかと思っておりますが、比較的被害が少なかったのも非常によかったと思っております。

私の属しております産業建設常任委員会で、町施設への避難者の報告がありました。今、お聞きいたしました、再度、町の施設への避難世帯数と人数をお答え願いたいということでございます。高岡小学校、文化センター、サルビア会館、もちの木会館ですか、そこへ何名ほどされたのか。

なお、集落の避難場所があると思っておりますが、そちらへの避難はあったのか否かというのをお聞きしたいと思います。

総務課長 高岡小学校体育館へ13人、文化センター・町民第1体育館合わせて243人、サルビア会館に26人、田原小学校体育館に55人、八千種研修センターはありませんでした。合計で337人の避難者であります。

各集落では、3自治会で34人が公民館等に避難されております。

宮内富夫議員 今回の避難勧告を思いまして、避難場所にしてある公共施設とか、各集落の避難場所は適切であったのかということでございます。河川の近くにあったとか、山崩れが起きそうなところに集落の避難場所があったとかということ踏まえまして、こういう場所は今後、避難勧告が出たときに適切であるのか、各集落における風水害と地震災害が今、現状では同じ場所になっていることかと思っておりますので、そのあたりはどのような見解をお持ちですか。

住民生活課長 町が避難所として開設した公共施設については、適切であったと考えております。一時避難所の公民館につきましては、避難する場所にもよりますが、自主防災組織とみずからの状況判断で避難していただいたと考えております。

また、風水害と地震災害とが同じ避難場所という質問なんです、町が開設する避難所は、その災害の種別にもよりますが、適切な避難所を伝達しますが、た

だ限界があるということで、自助と共助の立場から自主防災組織を中心に、住民みずから状況判断力により避難をお願いしておるという状況です。

宮内富夫議員 集落によってそこは考えてほしいということでございますね。今後ともそういうことは、徹底して各集落をお願いしてもらいたいと、このように思うわけでございます。

次に、防災無線によって避難勧告が町民向けに出されました。深夜でもあり、全体的に行き渡ったのか、防災無線による効果の検証は行われたでしょうか。

総務課長 今回の台風のような、非常時の情報発信の大きな柱の一つは防災行政無線であります。本町では、今回の避難勧告等の発令は、区長さんにも個別に電話連絡いたしました。消防団も献身的に周知に頑張ってくれました。また、防災行政無線と同じ内容を、登録者に対してであります。メール配信も行っております。テレビ・ラジオ局など報道機関等への伝達につきましても、発令と同時にFAXで周知しておりますので、福崎町の情報も放送されておりました。また、テレビが地上デジタルになり、dボタンでさまざまな情報を得ることもできます。また、NTTドコモの携帯電話保有者に災害避難情報を配信する「エリアメール」ができるよう、今、取り組みを進めております。対象機種の利用者には、避難準備情報や避難勧告などのメールが自動配信されることとなります。町も頑張ります。住民の皆さんも、さまざまな方法での情報収集をお願いしたいと思っております。

宮内富夫議員 私が今聞いたのは、1時30分に防災無線で放送されたということでございますが、深夜でもあり、雨の降っている中でもありますので、窓を閉めておられたら聞き取りにくいということがあったのかということをお聞きしまして、あったとなれば、今の総務課長の答弁のように、テレビとか、インターネットとかで見てくださいと、次の啓蒙をしていかなければならないわけなんですね。第一は、やはりこのために防災無線をつけておりますので、防災無線の効果がどこまであったのかと、こういうことを今お聞きしたわけなんです。

まだ一月もたっておりません。ですから、また区長さんとか、女性委員会の皆様に、防災無線の効果はどうであったかと、お聞きしてもらいまして、新たに、ちょっと聞き取りにくかったというような話になれば、もっともっとインターネットとか、テレビ局とか、そういうものでも福崎町の災害状況を見てくださいますねと、こういうお願いをしていかなければならないと、私は思うわけなんです。まず防災無線というのが第一かなと、このように思うわけなんですけれども。

総務課長 当然、町の発信するツールとして防災行政無線が一番の大きな柱だということは認識しております。

そういったことで、きょうもおみえになっておりますが、女性委員会の皆さんに、防災行政無線は聞こえましたかというようなことを聞いてみたいとは思いますが、先ほども申し上げましたように、さまざまなツールで情報発信はされておりますので、そういった情報を住民の皆さんも自主的にとっていただきたいなという思いでございます。

宮内富夫議員 次に、避難場所への誘導は水防団並びに各集落で行われたと思いますが、どのようにされたのか、また要援護者、体の不自由な方とか高齢者の方の避難場所への誘導はどうであったのか、それらの情報を収集されましたか。

住民生活課長 住民、自主防災組織が地元の消防団と協力して安全に避難誘導された地域もございまして、またみずからの判断で避難された住民もあったということでございます。

健康福祉課長 災害時の要援護者の方につきましては、避難準備情報の発令時に対象地域の民生委員さんに連絡しまして、要援護者の方に避難準備をし、状況に応じて避難所

へ避難するよう伝えていただきましたが、避難された方の情報までは収集しておりません。

また、民生委員さんにつきましては、次の定例会で各地区の避難情報の事例報告をしていただき、今後の活動が敏速にできるよう、意見交換をしていただく予定としております。

宮内富夫議員 集落に自主防災計画と防災組織がありますが、今回の避難勧告で効果があったのでしょうか、そのような検証はされましたでしょうか。

住民生活課長 防災計画に基づいて避難勧告等を発令いたしております。危険が迫った自主防災組織では、避難勧告の発令時に安全な避難誘導がなされ、効果は当然あったと考えております。

宮内富夫議員 情報と報告について、刻一刻と状況が変わりますが、その都度、水防本部への的確な情報が入ってきたと思います。また、水防団、町民への情報の発信は適切に行われたと思います。このように、情報と報告がうまくいきましたので災害が少なく済んだと私も認識しております。避難場所からの報告などは的確に行えたと思いますが、このような検証はされましたか。どのように感じられますか。

総務課長 町が開設しました避難所には職員2名を配置し、本部と連絡をとりあっております。おおむね適切な運営ができたと考えております。

宮内富夫議員 防災無線には非常用の電話がついておるとおもいます。今回は電話が通じたので使用されなかったということですが、この非常用電話は常に点検、訓練等をされておられるのでしょうか。

住民生活課長 この子局にある非常用電源、電話回線につきましては、毎年定期的に保守点検、相互通話を行って確認をとっております。

宮内富夫議員 区長さんと本部とが連絡をとりあっているということですね。

住民生活課長 点検については業者側で点検をしていただくという形で、いつでも区長さんと役場との連絡は、子局からとれるという状況でございます。

宮内富夫議員 このような電話があるということは、集落の方々も余り知っておられないということでございます。区長さんがかぎを持っておられるということでございますので、新しくなられた区長さんには、よくこのことをお知らせをされておりますね。

住民生活課長 もう一度、新しい区長さんには確認をとらせていただきます。

宮内富夫議員 今まで避難のことについてお聞きしたわけですが、今回初めてのことで、まだ一月もたっておりません。このような訓練はたびたびされておりますが、実際に起きたことは初めてでございます。10回の訓練よりも1回の経験ということかと思っておりますので、十分検証していただきまして、備えあれば憂いなし、このような形で今回の避難勧告等の災害につきましては、いろんな多方面からの検証をお願いしたいと、このように思います。

続きまして、国道312号、高橋地区のトラック王国の前の歩道の側溝から水があふれ出ております。雨が降りやんでから1日たってもまだあふれ出ております。姫路市から福崎町に入った途端に道路が冠水しているということで、福崎町のイメージも悪いわけでございます。また、自転車、自動車ともに冠水しておりますと危険な状態でございます。この水があふれ出る原因は何でしょうか。早く処置できないもののでしょうか。

まちづくり課長 ご指摘の箇所は、集中豪雨時に道路冠水がよく起こっております。このような状態は通行車両、自転車及び歩行者に危険な状況を招き、対策が必要なことは現場も確認しております。十分に認識をしております。国道312号の道路管理者である兵庫県にも現状は認識していただいております。道路排水対策を要望してい

るところでございます。しかし、宮内議員さんもお存じのとおり、山側の谷筋の山林、ため池、農地から大量の水が流れてきております。また、市川のはん濫による溢水も起こる箇所という、地形的な問題も抱えているところでございます。道路のみの対策では限界があるのではないかと考えております。この附近の治水対策は、河川、道路及びため池、水路の土地改良事業などと、身内も含めた総合的な治水対策の検討が必要ではないかと考えております。

宮内富夫議員 総合的な土地改良事業が必要かと、このようなご答弁なんですけれども、こういうものは早くできないものなんでしょうか。県のほうへ強く要望していただけないものなんでしょうか。

まちづくり課長 これは姫路市も関係しております。谷筋の上では姫路市の農地がありますし、山林も姫路市ということで、ため池は地元高橋区の管理にはなっているんですが、そのようなことで、それぞれ管理者、また個人の方、いろいろおられますので、総合的な意見と言うんですか、問題意識を共有しながら意見調整を図って、今後どうするのか、また多くの費用も要りますので、そういった意見調整がまず大事ではないかと思えます。

宮内富夫議員 大変危険な場所でございますので、一日も早くよくなるように対処していただきたいと願っております。

それで、私は水利管理者ということで、今回の豪雨でため池を見に回りましたときです。谷郷と言うんですか、谷筋と言うんですか、そこからの水が水路よりあふれ出ていました。農地は長く作付けされておらず、水路の管理も行き届いていないように感じました。農地は、豪雨では貯水の役目もいたします。今後、災害時のことを考え、農地、水路の保全について指導などをしていかなければならないと考えております。いかがなものなんでしょうか。

産業課長 高橋のハス池からの谷郷の農業用水の保全指導等につきましては、以前から地元におきまして改修指導をしてきております。しかしながら、改修に至りましては、現在の水路幅30センチぐらいのものを90センチぐらいに広げないと効果はなく、用地の問題も含めまして、改修するには多大な費用を要すると思えます。それに伴いまして、地元負担が発生しますので、今後につきましても、国や県の補助事業の活用につきまして、地元調整を図っていきたくと考えております。

宮内富夫議員 私は高橋のところを指して言ったんじゃないんで、福崎町全般ですね。特に西治から西谷の附近について、そういう谷がたくさんありますので、そういうところへ行って、福崎町全般にこういうところでは水があふれているのではないかと、このように感じるわけなんですね。

農地は物を収穫するだけではございませんと、いつも私が質問で言っておりますが、多面的機能ということで、貯水ということも非常に大事な、一つのダム役目をいたしますので、今後、農地を荒らさずに、草刈りをして、水路を管理して、農地に水がたまるような指導をお願いしていきたいと、こういうような広報もやってもらいたいと、このように感じてきょう質問しているわけでございますので、今後ともこういう機会があれば、また農家の方々に言ってもらいたい、啓発してもらいたいと、このように思いますので、よろしく願いをしておきます。

続きまして、急傾斜地崩壊対策事業の地区を見て回ったわけでございます。これは山際から住宅の雨水路を通して、水があふれていました。今度、この急傾斜地崩壊対策事業が行われますが、整備されれば今よりも勢いよく出てくるのが考えられます。事業の中に排水路整備も入っているのでしょうか。

まちづくり課長 西谷地区の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、これから測量設計が始まりますが、雨水の処理も重要な防災の事柄でありますので、設計に組み込まれます。

既設の水路整備あるいは新たな水路の整備を行い、流末の西谷川へ円滑に放流する計画となる予定でございます。

宮内富夫議員 土石流のことですが、ずっと今私も見て回ったことを言いますが、西治川の上流で土石流対策の砂防ダムができて、この大雨のときに私は見に行きました。大変効果があったように思います。田口の井津ノ奥の砂防ダムのおかげで、近隣の住民の方は何の不安もなく安心して眠れたということを知っています。また、同地区で予定されております治山ダムの工事予定地の近隣の住民の方は、不安な夜を過ごされたとお聞きしました。一日も早い完成を願うわけですが、既に完成しているところと、工事未着工の現場を調査し、効果と、また問題点があれば今後には生かしてもらいたいと思います。きのうよく言われましたP D C Aですか、こういうようなことで、効果ということをよく考えて、もしも問題点があればということで、見に行かれましたでしょうか。

産業課長 田口の地区の建設予定地には、現地を見に行っているところでございます。

宮内富夫議員 P D C A、マネジメントサイクル、プランとか後の検証とかがありますので、ぜひとも両方見ていただきまして、その効果というのを確かめていただきたいと思います。

続きまして、風水害、地震などで道路への土石の堆積もしくは寸断、住宅の崩壊などが起こり得ることが考えられます。近年、土木会社が少なくなってきております。重機等の手配はどのように考えておられますか。

まちづくり課長 福崎町では災害時や緊急の応急処置に対応するため、緊急指定業者の選定を行っております。本年度は3社で対応していただくことになっております。なお、重機等につきましては、指定要件により、常時保有している業者となっております。

宮内富夫議員 3社とお聞きしましたが、非常に広い範囲で災害が起きましたら、この3社で間に合うのかが問題になります。この3社も福崎町だけで指定されているのか、ほかの市町村で指定されておれば、あっちもこっちも手が回らないと、このような状態が起きますので、もっと地元の方で重機等を持っておられる方があれば、そのような方にも今後、要請をして助けていただきたいと、このような考え方はないのでしょうか。

まちづくり課長 本年度、緊急指定している業者は町内業者であります。今、言われました、もし甚大な被害が出たらという想定では、町内、町外を含めて、やはり地域の総合力ということで、多くの業者が対応に当たるという要請をしていくということになるかと思えます。

宮内富夫議員 いろんな方が思わぬところで重機とか、いろんな道具を持っておられますので、そういう方も今後、今は災害に想定外ということはありませんという状況でございますので、すべてが想定内ということでございますので、そういう把握をしているということも大事ではないかと考えます。

昨年度の水道事業会計決算で、降雪があり水道水で融解されたとお聞きしました。近年の気象状況では、当町でも降雪への対処が考えられると思います。水道水を使って融解するのか、除雪をどのようにするのかというようなことは考えておられるでしょうか。

まちづくり課長 本町での積雪は冬場に数回、また多くとも20センチ程度で、町道管理としては凍結を含めた対応として、凍結防止剤を備えております。また、急勾配の橋梁等で対策が必要とされる場所には、事前に道路際に配置しております。住民の方々の協力を得ながら対応しているのが実状でございます。

宮内富夫議員 ことしの1月15日が、水道ではなぜこの日が一年じゅうで一番よく水が使わ

れたのかというのをお聞きしたわけなんですけれども、そのときに「播但自動車道で水によって雪を溶かした」と、このような答弁がございました。ああいう専用道路でも、雪では通行止にして融解しなければならないということになりますので、もっと今まで以上に対策を考えていただきたいと思っておりますので、提案をしておきます。

最後に、田原幼児園建設により第2グラウンドが狭くなっております。ここは防災拠点として指定されていると思っておりますが、狭くなっても問題はないのでしょうか。

住民生活課長 第2グラウンドについては今、田原幼児園の建設中ということでございますが、緊急物資とか復旧資機材の集積、配送スペースとして、位置的には重要な地点ということで、限られたスペースでの対応をさせていただきたいと考えております。

宮内富夫議員 今のところでは問題ないと、このような返答かと思えます。緊急災害時のヘリポートは第1グラウンドに指定してありますが、アクセス道路が狭く、大型・中型車両の通行が困難と考えられます。また地震等が起き、人家の壁が崩れたりしましたら、なかなか通行は難しくなることも懸念されます。このような場所で再度お考えになるようなことはございませんか。

住民生活課長 ヘリの離着陸場所としては、山側にあつて適した場所ということで指定させてもらっております。物資の搬送につきましても、大型車両でなくても防災の拠点としての役場、また第2グラウンドへの集積は可能ということで、小型でも集積していくという形で取り組みたいと考えています。

宮内富夫議員 今回の災害につきましては大きく問題もなかったように思います。再三言いますが、まだ一月もたっておりません。いろんなことが出てくるかと思えますが、これを教訓にさせていただきたいと、このようにお願いいたしまして、次の福崎浄化センター処理場周辺環境整備について質問させていただきます。

(通称)汚水処理場は、平成17年4月に供用が開始され、早くも6年が過ぎ、下水処理事業も順調に進み、町民も衛生的で快適な生活ができるようになりました。また、水環境もよくなり、河川・水路の生態系回復の気配が感じられます。

さて、この汚水処理場建設に当たり、処理場あたりに地元区との話し合いで二つの公共施設の設置が約束されたと承知しております。一つは図書館で、今では全国的に見て、きのうの答弁では、同規模では利用者貸出数が8位ですか。非常に図書館としては成功、成長しているように感じます。

二つ目の公共施設ですが、平成17年9月の第397回定例議会の一般質問でお尋ねをしております。当時の企画財政課長の答弁で、二つは「承知している」とのことです。一つは図書館で、その南側で5,000平方メートルの用地を確保しているが、現段階では決めていないということ。続いて、平成18年9月の第405回定例議会で再度質問しております。「現段階では決めていない」との回答でしたが、「形状は不整形地であり、ほ場整備の計画の中で非農用地の設定や道路整備が検討され、形状についてもその中で具体的な検討がなされていると考えております」との答弁がございました。平成23年5月になり、この汚水処理場周辺は、ほ場整備工事も終わりました。道路用地、形状も整形になるよう購入されております。今後、具体的に検討していただけると期待しております。図書館南側の用地は5,000平米で間違いはないのでしょうか。

企画財政課長 浄化センター周辺整備に係ります公共施設用地につきましては、当初から確保しております用地が、先ほどの5,000平米でございます。現在進めております、西治のほ場整備事業の区域内にある町有地、これを隣接地に換地いたします。それから新たな創設換地による取得を進めておりますので、ほ場整備完了後の面



積といたしましては、図書館の南で整形地になって8,300平米程度、それからその東側、浄化センターの南になりますが、三角地で約1,200平米となる見込みでございます。

宮内富夫議員 南側に道路が予定されておりますが、この道路の幅員は何メートルでしょうか。

企画財政課長 南側に予定しております道路につきましては、幅員6メートルで整備する予定でございます。形状といたしましては、JRの踏切から東へいま新設しております町道西治長野線と、幹線道路の高橋山崎線で十字に交差する位置で整備する予定でございます。

宮内富夫議員 昨日の志水議員の質問で町長が、公共下水道事業をやり遂げたいと、もっと最後までやるというようなことでございます。浄化センターの公共施設も町長が約束されたことと思いますので、ぜひとも肝に銘じて、来期はこの事業を完成していただきたいと、このようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、宮内富夫君の一般質問を終わります。

次、6番目の通告者は富田昭市君であります。

1. 学校図書館における人的・物的整備について
2. 学校図書館の機能向上について

以上、富田議員どうぞ。

富田昭市議員 議席ナンバー12番、富田でございます。

ただいま議長のお許しができましたので、一般質問をさせていただきます。

先に提出しました通告によりまして順次、してまいります。

1点めは、学校図書館における人的・物的整備についてでございます。この点につきましては、2項目にわたってご質問をさせていただきます。

まず、近年は生活環境の変化やさまざまなメディアの発達、また普及などによりまして、子どもたちの読書離れ、活字離れが指摘されているところでございます。読書をするには考える力、感じる力、あらゆる力等を育てるとともに、豊かな情操をはぐくみ、すべての活動の基盤となる価値、教養、感性などを生涯を通じてかん養していく上でも極めて重要であることはご承知のことと思います。昔と違いまして、変化の激しい現代社会の中で、みずからの責任で行動し、そして判断し、自立して生きていくためには、必要な情報を収集し、また取捨選択する能力をだれもが身につけていかなければならないわけでございます。すなわち、これからの時代には、読み、調べることの意義はふえることがありまして決して減ることはないと思います。本を読む習慣、本を通じて物事を調べる習慣を、子どもの時期から確立していくことの重要性が改めて認識されているところでございます。そのために、学校図書館は児童や生徒の知的活動を増進し、生活していくための人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割をしているわけでございます。さらに、今年度から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことによりまして、学校図書館の役割はこれまで以上に増していることと考えます。

そこで、初めに確認をしておきますが、福崎町の中学校2校と小学校4校のそれぞれの学校の学級数をまずお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 学級数ということですので、まず、福崎小学校からいきます。福崎小学校15クラスです。高岡小学校が6クラス、田原小学校が19クラス、八千種小学校が9クラスです。西中学校は9クラス、東中学校は12クラスとなっております。

富田昭市議員 次に、中学校2校、そして今、小学校4校のクラス数が言われました。それぞ

れの学校の司書教諭あるいは図書館の担当職員の配置状況はどのようになっているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 各学校には、司書教諭を配置しているところとしていないところがあります。これは学校図書館法の附則２項・政令に基づくものであります。

まず、対象と司書教諭の発令については年度当初、４月１日に行っているわけなんですけど、対象となる学校は１２クラス以上の学校です。ですからこの場合、福崎小学校と田原小学校で司書教諭の発令をしております。その他の学校につきましては、発令はございません。しかし、それぞれの学校については、司書教諭を発令していない学校においても図書館の担当をそれぞれ１人、任命しております。

富田昭市議員 課長が先ほど言いましたように、要するに１２学級以上と、そして１１学級以下、これには非常に微妙な差があるわけなんですね。それと、私も県とか国のもので学校の数など、その辺のことを調べてみますと、非常に大きな格差があったわけでございます。

兵庫県の公立小学校における司書教諭の発令状況、及び学校図書館の職員の配置状況を調べてみますと、平成２２年５月現在のことなんですけれども、学校数が７９４校あるわけなんですね。そのうち、司書教諭の発令がある学校は５０４校あったわけでございます。そしてそれを学級別に調べてみると、１２学級以下の学校の司書教諭は、図書館の職員配置状況などを見てみますと、非常にその大きな格差に驚いたわけでございますけれども、１２学級以上の学校は４８８校ありまして、すべての学校で司書教諭が発令されておりました。これは１００％でございます。しかし、１１学級以下の学校は３０６校ありまして、司書教諭を発令している学校はわずか１６校にすぎないわけなんですね。全体の５．２％にしかなりません。これは全国では２１．３％になっているわけなんです。また、中学校におきましては、県下の学校数が３５０校ありまして、１２学級以上の学校は２０１校あるんですね。そして、司書教諭の発令は小学校と同じように２０１校すべてに発令がされておりました。しかしながら、１１学級以下では、１４９校ありますが、司書教諭の発令がある校は２７校で、発令数はわずか１８．１％という数字が上がっているわけでございます。

このように、県下の学校も、学級数により司書教諭あるいは学校図書館の担当職員が配置できていない事実が判明したわけなんですね。それで先ほど、課長のほうから司書教諭の配置、学校図書館の配置状況等もお話があったわけなんですけど、やはりこの辺も、なぜ配置ができないのかなというところを、お尋ねをしていきたいなと思うわけでございます。

教 育 長 司書教諭の発令がない学校もありますけれども、町内ではすべての小・中学校に司書教諭の免許を持った職員を配置しております。その職員が図書館の運営、活用等を中心的な役割となって果たしております。ですから、発令があるなしにかかわらず、福崎町の子どもたちがより読書に親しめるように、各学校では取り組みがなされていると認識しております。

富田昭市議員 そうしたら教育長にお尋ねしますけれども、その司書教諭あるいは職員ですね、図書館の専任でされているのか、あるいは学級担任を兼ねてされているのか、その辺はどうなっていますか。

教 育 長 残念ながら人的な要因がございまして、数の問題でございます。ですから、現在のところ、学級担任と兼務しております。

富田昭市議員 後ほどこの件についてはお話ししますが、やはりこの点につきましても、いろんな取り組みがあると思うわけなんですね。やはりどうしても専任を置けない

学校におきましてはいろいろな形で、非常勤の職員を使ったりとか、あるいはアルバイトとか、そういうものを活用していきながら、図書館にだれもいないような環境にはならないようにしている学校もあるわけなんですね。そして、全国的にはすごいレベルで今取り組みが開始されているわけでございます。全国では今、小学校は2万1,471校あるそうですね。そのうち、司書教諭の発令割合は62.7%でした。1万3,467校に発令されているということでございます。これも先ほどお話ししましたように、やはり11学級以下と、12学級以上の学校との格差はあるわけでございますけれども、今言いましたように、免許を持った先生の割合は非常に多いんですね。司書教諭を発令した学校数の3.1倍にも及ぶわけなんです。先ほど言いました2万1,471校のうち、12学級以上では1万1,371校あるわけなんです。その学校では、一つの学校につき3.1人の、そういう免許を持った方がおられるということで、非常にいろんな活動ができるといったことも調査の結果、わかりました。

そして、福崎町は今、教育長が言われましたように、すべての学校に、発令はしていないけれども免許を持った職員を配置していますと言いましたけれども、大体どのくらいの割合で、その教諭がおられますか。

学校教育課長 司書教諭の免許を持った先生というのは、西中学校では1人、東中学校では3人、福崎小学校では2人、高岡小学校では1人、田原小学校では3人、八千種小学校では4人となっております。

富田昭市議員 司書教諭は、生徒を指導することは当然でありますけれども、書籍の購入計画とか、あるいは整理、そして貸し出しなど、管理業務を行うのも司書教諭の役割であるわけなんですね。実際、今はこのような業務を、学校ではだれが行っているんでしょうか。

教 育 長 図書館の担当教員が、職員会議を開いて職員の意見を聞いたり、子どもたちへのアンケートをとりまして、子どもたちが読みたい本を聞いて、なるべく購入できるようにしております。

富田昭市議員 司書教諭がいるのといないのとでは、その学校の図書館の運営方法が大分変わると思うんですね。やはりその辺におきましては、私もいろいろな形で、どのような効果があるのかなということもとりあえず調べてまいりました。

福崎の学校はどうかわかりませんが、とりあえず現在調べたことを申し上げますと、やはり学校に司書教諭を配置することによりまして、非常に本の貸し出しがふえてきたという事例もあるわけなんですね。そしてやはり図書館に人がいるということになりまして、また、それと同時に開館時間が延びることによりまして、図書館を利用する子どもたちが非常に多くなったということで、それが教育に反映されているということもあるわけなんですね。

福崎の各学校におきましては、その辺のデータなどは調べたことがありますか。

教 育 長 データ的なものは持ち合わせておりません。現状では、朝、昼、放課後と、できるだけ図書室の開放に各学校で取り組んでおられます。

現状では、子どもたちが図書館を使うとき、授業中であれば先生と一緒に行って、子どもたちに説明を加えたりしながら指導しております。朝、昼、放課後等は、子どもたちの生徒会活動、児童会活動、自主性、主体性を尊重しながら、本の貸し出し、あるいは推薦とか、そのような活動を、教師の後ろ盾のもとに実践しております。

議 長 一般質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。  
再開は10時50分といたします。



休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 50 分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、後藤学校教育課長より、訂正の申し出がありますので許可いたします。

学校教育課長 先ほど冒頭に申しましたクラス数ですが、先ほど申しましたのは 22 年度のクラス数でありました。司書教諭の配置は 23 年度で申し上げましたので、変更になっている部分を訂正させていただきます。

福崎小学校は 16 クラスです。それと田原小学校については 20 クラスです。それから東中学校は 11 クラス、これが 23 年度のクラス数です。その他は変わっておりません。訂正しておわびを申し上げます。

富田昭市議員 それではここで、学校図書館の盛んな先進地を少しご紹介したいなと思います。

これは島根県でありますけども、島根県におきましては 21 市町のうち 18 市町で全校に司書教諭が配置されているというふうなことでございます。その中でも旧東出雲町は、町全体で図書館教育に取り組み、昼休みにたくさんの児童・生徒でにぎわう学校図書館となり、図書委員会による図書集会在新しい東出雲名物に、また東出雲中学校では 2005 年度の学校司書教諭の配置を機に、朝の読書の実施や、ほぼ全教科の授業で図書館が活用され、効果を上げているということが言われているわけなんです。

やはり、図書館を授業にも利用しているというようなことなんです。子どもさんたちが、ただあいている時間帯に図書館に行って本を読むだけではなくして、実際にそういう本を準備していただきまして、そして授業中にも図書館を活用していきながら、勉強を兼ねてやっていくというふうな学習方法をされているようでございます。非常に先進的な取り組みをされているということで、福崎町におきましても、非常にここはすばらしい町でありますので、すばらしい柳田國男先生の生まれた地でもありますから、その辺も子どもたちにもどんどん伝えていきながら、すばらしい教育になるように、いま一度教育長の考え方をお尋ねしたいなと思います。

教 育 長 ただいまはとてもすばらしい情報を入れていただきまして、ありがとうございました。先進校に追いつき、追い越せという気持ちで、これからも学校職員とともに、福崎町の子どもたちの読書離れ、活字離れを少しでも食い止め、さらにそれ以上の成果が出るように取り組んで行きたいと思っております。いい参考例をありがとうございました。

富田昭市議員 それでは 2 項目めの、物的面では小・中学校の図書館の蔵書数と標準図書に対する割合という通告をしております。

福崎町の各学校の図書館ですね、この標準の図書の状況を、現時点でも、調べた年のものでもよろしいから、その辺の報告をしてもらえませんか。

学校教育課長 各学校の標準冊数、それから 22 年度末の蔵書冊数、それから蔵書率がどうなっているか、このあたりを報告させていただきます。

福崎小学校ですが、標準冊数が 9, 160 冊です。それに対して 22 年度末の冊数としては 9, 201 冊、蔵書率は 100.4% です。

高岡小学校では標準冊数 5, 080 冊に対して蔵書冊数 4, 706 冊です。92.6% です。

田原小学校は標準冊数 1 万 560 冊、蔵書 1 万 2, 416 冊、蔵書率 117.6%。

八千種小学校は標準冊数 6, 040 冊、蔵書 6, 867 冊、蔵書率は 113.7

%。

西中学校では標準冊数9,040冊、蔵書冊数8,933冊、蔵書率98.8%です。

東中学校では、標準冊数1万720、蔵書冊数8,756冊、蔵書率としては81.7%であります。

富田昭市議員 学校図書館の図書標準というような数字が載ってますよね。今、課長もこれを見ながら、標準冊子数と学校の冊子数を申し上げてパーセンテージを言ったと思いますけれども、その中におきまして、これは平成22年5月に調べたものですが、西中学校と東中学校ですけれども、それにおきましては100%に達していなかったんですね。現在も達していないわけなんですけれども、両校とも75%から100%という数字が出ておりました。そして、小学校におきましては、4校のうち、今の報告では3校が100%以上ありまして、高岡小学校だけが92.6%という報告でございますけれども、これも学級数に比例して、その学校の図書の蔵書数が違うわけでございますので、この辺について、足りない学校におきましては、教育委員会とか、あるいは学校でも目標を決めていると思いますけれども、この達成の目標年度はどのように考えているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 本年度も、住民生活に光をそそぐ交付金によって、小学校及び中学校に、全体で200万円の予算をいただいております。これで標準冊数を今後満たすべく、図書の購入と図書館の充実に向けて進めてまいります。

富田昭市議員 図書がふえるだけではなくして、図書の入れかえですね、それはどのような形でされているのか、その辺のご答弁もお願いいたします。

学校教育課長 今年度も購入するわけなんですけど、やはり古くなった図書が出てきております。そこら辺の入れかえも順次していく予定であります。例えば、22年度の状況を見れば、福崎小学校や高岡小学校、田原小学校ではやはり廃棄冊数がございまして、23年度も小学校では廃棄する図書を予定しております。

社会教育課長 町の図書館からも学校へは、蔵書数をふやすといいでしょうか、貸し出しという形で、各学校に100冊、またクラスに30冊という形で貸し出しを可能にはいたしております。

富田昭市議員 学校図書館の図書整備の財源につきましては、「新学校図書館整備5カ年計画」というのがあるわけなんです。それによりまして、地方自治体に対し、平成19年度から平成23年度までの5年間で1,000億円の財政措置を行っているわけなんです。単年度にしますと200億円の財政措置をしているわけでございます。やはりそういうものをどんどん活用していきながら、蔵書をふやしたり、買いかえたり、あるいは先ほどの司書等をふやしていくようなこともできるのではないかなと思うわけなんです。この辺の財政措置についてはご利用されているんですか。

企画財政課長 ご指摘のように、普通交付税の中で算定されております。ただ、普通交付税の算定基準でございますので、その基準を必ずしも各市町村でしなければならないかということにつきましては、普通交付税はあくまで自主財源でございますので、各市町の裁量によってそれぞれの施策に充当していくという形になるかと思っております。

富田昭市議員 せっかく国で決めた学校図書館の財政措置ということになっておりますので、やはりその点については、普通交付税で入ってきたからといって、例えば、学校において図書の購入とか整備に使わずに、別に回すということも一つの手かもわかりませんが、なるべくおこなっているところには財政措置をしていただき

まして、やはりもっともっと、子供さんたちが勉強できる環境の整備をしていかなければいけないのではないかなという感じがするわけなんですね。子どもたちは毎年進級し、そして卒業してしまいます。やはり中学で3年間、小学校で6年間という、非常に短い期間でありますので、整備を早い時期にさせていただいて、そして本当に恵まれた環境の中で勉強してもらおうというのが、私はベターではないかなと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

企画財政課長 必ずしもその積算どおりではないんですが、おおむねそういった方向になれば、当然、先ほど学校教育課長が申しましたように、このたびでもう、ほぼ充足率を満たす程度の予算になっております。今後もそういった視点の中で検討していきたいと考えます。

富田昭市議員 じゃあ、この件はこれでおきまして、次に学校図書館の機能向上についてお尋ねをいたします。

この質問につきましては4項目にわたって通告しておりますので、順次質問をしていきたいと思っております。

まず、①ですけれども、子どもたちの読書状況をどのように認識し、そして向上対策を教育委員会でどのように議論し、そして具体的対策をどのように進めていくのか、教育委員会としての見解を求めるものでございます。

教 育 長 読書離れ、活字離れは数年来の社会問題の一つにもなっております。それを受けまして各学校では、学校の状況に応じてその改善に取り組んでいただいております。また具体的な取り組みは後ほど述べさせていただきたいと思っております。

さらに、町立図書館とも連携をさらに強化していくように取り組みたいと思っております。先ほども社会教育課長が答弁いたしましたように、学校の要望に応じて月100冊、クラス30冊の貸し出しを現在も受けております。また、図書館ボランティアの皆さん方の協力を得て、すべての小学校における本の紹介や読み聞かせ活動をしていただいております。さらに、小学校1年生、2年生の授業で町立図書館の見学を実施しております。さらに、議員からご提言を受けました、「子ども読書推進委員会」を立ち上げ、子どもたちの実態アンケートを集約する段階まで来ております。

富田昭市議員 これまでの学校教育における読書指導については、本を読むこと自体が楽しいというふうな、読み方を教えることに私は失敗しているのではないかなと思うわけなんですね。

教育長を前にしてこんなことを申し上げるのは申しわけないんですけれども、これは住民の声として聞いていただきたいわけなんですから、例えば読書感想文を書くこと自体が、これは確かに国語力を向上させる有効な方策の一つであります。しかしながら、日常的な読書指導をせずに、感想文を書くためだけに読書させるようなことをすれば、子どもたちは過度の負担を感じまして、本の内容に入り込めず、そして読書を楽しむことができないのではないかと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

教 育 長 昔から、晴耕雨読という言葉がございます。子どもたちには、天候のいい日には屋外へ出て、努めて体力づくり、健康づくりに励みなさい、そして雨天の日には読書に親しみ、今度は心の栄養をつけて、心の健康づくりをしましょうと、そういう取り組みをしていただいていると思っております。

富田昭市議員 高寄教育長は体育の先生でありまして、非常に学校の中でもいろんな評判を得て、そしてすばらしい教育方針で教員生活を送ってきたわけでございます。しかしながら、いろんな形でもって問題点もやはり多々あるのではないかなという感じがするわけなんですね。

そこで、②の質問に入りますけれども、これからの学校図書館に求められる課題として、読書の楽しさを伝える効果的な手法をどのように考えているのか、その辺について見解を求めます。

教 育 長 私的なことで恐縮なんですけれど、人間というのは、大きくなってから、いろんな立場・職種によっていろんな活動、対応がございます。私自身の現在の状況を見たときに、非常に悔悟の念にさらされていると思います。それはやはり、小さいころから、先ほどおっしゃいましたように、運動とか遊びは一生懸命やってきたつもりですけれど、なかなか読書に親しむということができませんでした。しなかったわけでございます。そのことが今、この立場に立って、いろいろ苦慮することになっております。ですから、私のような人間を将来つくりたくないためにも、小さいときから子どもたちにはぜひ読書に親しませたいという思いは強く持っています。

そういうことを踏まえまして、子どもたちに読書の楽しさを伝えるために、やはり明るく入室しやすい図書館づくりに取り組む必要があります。また、その中へ入ったときに、自分の読みたい本、学びたい本があるという、蔵書数の増、さらに読書時間の確保をしてやることも大事な要因かと思えます。さらには教師が率先垂範して同行する姿勢を子どもたちに見せることも必要だと思っております。

今、各学校においては、子どもたちと先生が手を合わせまして、学校図書館の環境整備の工夫、例えばどの本がどの辺に置いてあるとか、あるいはどういう本がいいとか、子どもたちが絵を描いたり字を書いたり、さらに切り抜きをして図書館に貼ったりしながら、図書館の環境整備に努めてくれております。さらに、朝読・家読の推進、それから1人当たりの貸出冊数をふやしたり、返却日を延長する。3日間の貸出期間を5日間にするとかして、子どもたちに時間的な余裕を持たせる。それから教師が推薦する本の紹介とか、学校のベストセラーの紹介、多読賞表彰、学校図書館だよりの発行、感想文の表彰状等が考えることができます。また、福崎小学校では、情報メディアを活用した読書活動推進や研究会などもしまして、子どもたちに少しでも図書室に足を運んでもらうという研究も実施されております。

富田昭市議員 これからは、やはりみずから図書館に足を運ぶ生徒だけではなくして、すべての生徒にアプローチすることが大切ではないかなと思うわけなんです。読書の楽しさを知る児童・生徒は、さらに読書の幅を広げる指導、そしてそれを充実させる取り組みが重要ではないかなと思うわけでございます。

私のように、教育現場に関係ないものがこのようなことを言って申しわけないのですが、やはり一般論として、普通の一般の方々が思うことを私が代弁しているというふうにお聞きいただければいいと思うんです。

それで次に③でございますけれども、学校図書館を活用した子どもの居場所づくりとして、いつでも開いている図書館、必ずだれかがいる図書館づくりを進めることはできないかということでご質問をいたしております。これは、子どもたちが生き生きとした学校生活を送れるように、また子どものストレスの高まりとか、あるいは生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に心の居場所となる場を整備しておくことが、より多く求められていると思えますが、その辺については高寄教育長、どうでしょうか。

教 育 長 確かにそのとおりでございまして、できれば晴れた日も雨の日も、いつでも図書館に子どもたちがいっぱいいるということが理想ではないかなというふうなことも思います。

私が現場にいた中で、非常にすばらしい取り組みであった一例をちょっと自慢させていただきますけれど、小学校では2校時、3校時の間に「中間休み」というものがありまして、20分間の休憩時間になっております。そのときに児童会の図書委員の子どもたちが全校放送いたしまして、「今から図書室で読み聞かせをしますから、皆さんぜひ集まってください」という放送をしまして、運動場で遊んでいる子もいるわけですが、図書館へやってきて、6年生の児童たちが1年生、2年生、低学年の子どもたちに読み聞かせをしているというふうなことで、子どもたちの中でも少しでも図書館になじませたい、あるいは活動に協力してもらいたいと、そういう取り組みを一生懸命やっております。

富田昭市議員 最近におきましては、子どもたちを襲うというふうな事件も発生しておりますので、やはり学校が一番安全な場所であるということから、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりをしっかりと、また整理もよろしく願いをしておきます。

次に④の質問ですけれども、学校図書館を地域住民の文化施設として位置づけ、放課後や週末には児童・生徒や地域の大人にも開放するような取り組みを提案するわけなんです。学校図書館の資料を児童・生徒や教員に利用させるという、本来の目的に基本を置くことは当然であります。さらにこれらのニーズに応えていくことで、子どもたちの学校生活の充実、あるいは地域における読書活動の活性化に貢献していくことが大切ではないかなと思うわけでございます。

特に学校図書館の地域開放につきましては、その実施に当たりまして、学校教育のための利用を妨げないようにしたうえで、地域の大人との交流が促進できるなど、非常に効果があると思っておりますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

教 育 長 私といたしましては、日本有数の町立の図書館がございまして、この町立の図書館を中心に進めていくほうが、より効果的ではないかと思っております。なぜなら、人的なこと、本のジャンル、冊数、施設等を総合的に考えると、学校図書館では期待されるような活動ができにくいように思っております。しかし、地域の要望や活動の取り組みが高まれば、学校図書館を開放することもいいことだと思います。これこそ、地域に開かれた学校づくりにつながる取り組みではないかというふうにも思っております。それにはまだまだ課題もたくさんございまして、その課題とどう向き合い、その課題をどう解決していくかということが、それこそ今後の課題になるんではないかと思っておりますが、私としては、もう一度申しますと、そういう機運が高まれば、学校を地域に開放するということは進んでやりたいという気持ちはあります。

富田昭市議員 読書活動の充実を図る上で、やはりそれは大きく期待できるわけでございます。今年も10月27日から11月9日までの2週間、文化の日が中に入りますけれども、今回で65回目の読書週間が始まるわけなんですね。確かに、現在は電子メディア等の発達によりまして、世界の情報伝達の流れは大きく変容しようとしているわけでございます。しかし、その使い手が人間である限り、私たちの人間性を育てた形づくりに、本が重要な役割を示しているんだということを、これは絶対に忘れてはならないと思っております。今年読書週間が子どもから大人まで、一人一人が読書のすばらしさを再認識し、1冊でも多くの良書に親しみ、さらに健全な人間社会を築いていけるようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、富田昭市君の一般質問を終わります。

次、7番目の通告者は牛尾雅一君であります。

1. 災害対策について



2. 福崎町の住民が利用する施設に関して
3. スポーツ、レクリエーションの振興について
4. 時節に即応した町行政について

以上、牛尾議員どうぞ。

牛尾雅一議員 議席番号2番、牛尾雅一でございます。

議長の許可をいただき一般質問をさせていただきます。

まず、災害対策についてお尋ねしたいと思います。

当福崎町においては、平成21年度、22年度と2年連続で、局地的に発生するゲリラ豪雨に見舞われ、多くの被害が出ました。ことしは台風12号に伴う大雨の影響で、9月3日から4日にかけて、1時間最大雨量は32ミリを記録し、24時間雨量としては239ミリとなり、福崎町の観測史上最も多い記録となりました。4日未明の大雨がもう少し長時間続いていたら、市川のはん濫ということも考えられ、より多くの被害が出ていたと思うと恐ろしく、水害の怖さを思い知らされました。今回の台風12号は速度が大変遅く、大型で、四国地方から中国地方をほぼ真っすぐ北上を続けたため、台風本体の雨に加え、台風に向かって南から湿った空気が流れ込んだため、記録的な大雨となりました。先ほど宮内議員も述べられましたが、私の記憶でも避難勧告を町が出されたのは初めてのことだと思います。さきにも申しましたように、それほど記録的な大雨であったため、すべての町民の方々にとっても初めて経験されることが多くあったのではないかと思います。宮内議員が先ほど詳しく聞かれましたので、重ならない事項について質問をさせていただきます。

まず、9月2日に自主避難所の設置情報を出されて、実際に自主避難所に来られた方が2名おられたとの、先ほどの答弁でしたが、どのような対応をされたのか、お尋ねいたします。

総務課長 自主避難所には2世帯、3名の方が避難されましたが、自主避難所設定のときには時間的な余裕がありましたので、町は避難場所を提供するという考え方でございました。いずれも民生委員さんと一緒に来られたものでございます。

牛尾雅一議員 時間的にはどれぐらいそこに滞在されたんでしょうか。

総務課長 次の日の朝までです。

牛尾雅一議員 そうすると、水とか食事というようなものは、町として出されたんでしょうか。

総務課長 特にしておりません。ただ、2世帯3名でしたので、職員にはペットボトル等を持たせておりましたので、一緒に使っていたいただいた方もいらっしゃるようには聞いております。

牛尾雅一議員 翌3日には四国に台風が上陸して、中国地方を真北に北上すると報じられて、実際、テレビ等の台風情報で町民の方々も逐次、台風的位置とか速度、雨量の情報を把握されていたと思っております。町が4日午前1時30分に避難勧告を出される前に、何名の方が雨量とかを考えられて自主的に避難されておられたのか、お聞きしたいと思います。

総務課長 避難勧告を出す前に、3日の午後5時50分に避難準備情報を発令しております。それから避難勧告発令までには、22名の方が避難されました。

牛尾雅一議員 それは町の施設の中でも、限られた施設でしたでしょうか。

総務課長 はい、そうです。高岡小学校、文化センター、サルビア会館、田原小学校、それから田原小学校の体育館です。

牛尾雅一議員 先ほど宮内議員が聞かれたときに、勧告が出てから大変多くの方が来られましたということでしたが、そうすると、勧告が出るまでは22名だったということですね。

そうしたら、避難勧告が出されるまでに避難された方は、ある程度余裕があらわれて、座布団程度のものは持って来られたと思うんですけども、勧告が出た後、慌てて文化センターやいろんなどころに来られた方は、何も持って来られなかった方がほとんどではないかと思うんですが、仮眠をしていただくような毛布などは足りたのか、また東西にある、備蓄倉庫にある水とか非常食というのは、各集落の公民館に避難されている方も含め、実際に届けられて、また間に合ったのかとかいうことをお尋ねしたいと思います。

総務課長 避難勧告を発令した区域の避難所を中心に、毛布、それから水のペットボトルを配布いたしました。配布資材の数よりも避難者の数のほうが上回っておりましたが、緊急の事態であり、避難者の皆さんの理解もあったと思いますが、混乱とか苦情は聞いておりません。また、非常食は午前1時30分が発令時間でございます、その日の午前7時にはもう解除しておりますので、時間的にも必要はなかったと思っております。

牛尾雅一議員 短時間で避難勧告解除されたのでよかったと思っております。考えたくはないのですけれども、もし市川などがはん濫して、避難が長期にわたるといようなことを考えたとき、ただいまは備蓄倉庫に非常食が足りなかったということですが、長期にわたるといようなことがもしあると困るので、町内の業者の方と特別の契約をされて、いろんな物品がいざというときに納品がすぐできるというような体制をとっておかれることも必要なのではと考えますけれども、その点についてお尋ねします。

総務課長 そのような場合のために、町内7つの店舗と「災害時における食糧・物資の供給に関する協定」を締結しております。災害時の物資供給の体制は整えておるところでございます。

牛尾雅一議員 対策を整えていただいておりますけれども、その業者さんというのは大体、大型店舗と言うんですか、大手の業者の方ばかりでしょうか。

総務課長 ライフ、銀ビルのボンマルシェ、フレッシュさとう、ひのストア、ナンバ福崎店、ホームセンターアグロ福崎店、コメリでございます。

牛尾雅一議員 私のところもなんですけれども、中小の、以前から福崎町で営業されているような店舗も、能力と言うんでしょうか、それがあのかもしれませんが、やっぱり以前からの町内の業者、そういうところも加えてほしいなと思います。その点はどうか。

住民生活課長 今、「災害時における食糧・物資の供給に関する協定」ということで結んでおりますが、できるだけ多くの店舗があったほうがいいということで、そういうところも協議しながら協定させていただいて、緊急時には食糧・物資を配送していただきたいと考えます。

牛尾雅一議員 そのようにまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、自主避難所の設置を2日にされたということは大変よかったことと思っております。県内を見ましたときに、長時間の雨と、時間帯によっては集中的に大量の雨が降るといことは、2日の時点でテレビ等の気象情報で報じられていたので、県内全域に多くの雨が降るといことで、生野ダムが満水になるということも予想されて、ダムを保全する必要から、市川に大量の放水が行われるという予想はされなかったのかと。それとまた、そのようなことを考えて、台風の進路・速度・雨量の予測から、避難勧告を出すタイミングを、住民の方々が避難しやすい時間帯に出されるべきではなかったのかと思ひますけれども、その点について。また今回の台風12号の対応において、反省点はなかったのか、お尋ねしたいと思ひます。

技 監 生野ダムの操作の件につきましては、まず、雨が降り出しますと、入っただけ水は出します。だんだんと流入量がふえ、110トン以上入り出しますと、そこで洪水調節が始まりまして、水をため始めます。下流には110トンをずっと流すということになります。水をため出しますので、生野ダムの水位が上がり、サーチャージ水位というのが決まっております、それに近づきますと、ダムを保全するために今度は入ってきた量と一緒に量を下流に放流するということとなります。そこから先の操作を「ただし書き操作」と言っておるんですけども、「ダムは大量に放流」と言われましたけれども、入っただけしか出しておりませんので、ダムとしては安全な操作をしているということになると思います。

ダムが「ただし書き操作」になることを想定されなかったのかというご質問ですけれども、生野ダムは昭和47年に完成しております、約40年たっています。お隣の引原ダムは昭和33年に完成し、約50年以上たっておるんですけども、両ダムとも今回、初めてそういう事態が起きました。ということで、50年近く、一度もなっていないことですので、事前に、そうなるんじゃないかということ想定するのはまず不可能かと思えます。

後で洪水調節を始めたのが、3日の14時ですけども、放流があったのが次の日の2時ぐらいということで、約10時間ぐらいなんですね。たまったのが。それで、もともとどれぐらいの雨がどう降るとそういうことになるかというのは、生野ダムの場合、治水容量が320万立米ありますので、仮に1秒100トンずつたまれば、10時間ぐらいで満杯になるという想定はできるんですけども、どんな雨がどう降るかというのはわからないので、現実にはわからないということになります。今回は10時間ぐらいでたまりましたので、私とすれば少し新しい驚きといいますか、それぐらいしかもたないものもあるのかという気はします。

ですから、過去の経緯からいって、ただし書き操作に至るということは事前には想定はできませんでした。

また、今、当時の河川の水位とか河川の雨量とかを見ましても、明るい時間、5時ぐらいからは一時、小康状態にして、水位も下がったり、雨量も減ったりしてきておりましたので、やはり明るい時間に避難勧告を出すという判断は、今考えてもなかったかと思えます。

牛尾雅一議員 よくわかりました。台風12号の対応に対する反省点というのは、まだ時間と言うんですか、日にちが1カ月もたっていないので、これはまた後日と言うんですか、また後で教えていただきたいと思えます。

今回の台風において、町内でも水路があふれたところを含めて、道路、河川、水路、田畑などに多くの被害が出ています。また、床下浸水の被害にあわれた数が18箇所もありました。水が水路からあふれて床下浸水にあわれるところというのは、何らかの条件が重なっていると思っております。個人や自治会で対応できない点があれば、町が手を差し伸べていただいて、改善すべきと考えておりますけれども、副町長のお考えをお尋ねいたします。

副 町 長 今回の豪雨では、物理的にあふれるのもやむを得ないのかなという思いはあります。内水対策は行政需要としてとらえておりますけれども、公共下水道での内水対策を行う以外の地域では、地形的な条件とか、地域を対象としてとらえなければなりません。

今回、床下浸水をした家では、農業用水路とか道路側溝が狭小なため、水路からあふれ出した水が宅内に入ったり、宅地化するに当たって、造成せずに田の高さで宅地化したものがほとんどでありまして、今後建てかえを行うとき、また、田が冠水している場合などは、宅地化をするときには造成するのも一考かと思っ

ております。

牛尾雅一議員 多くはそんなところもあったと思うんですけども、自治会で水路をずっとやりかえるというのは、多額の費用が要ってなかなかできにくいということもありますので、土地改良の事業と言うんですか、50%と、プラス何かの補助をしていただいて、自治会で対応できるように、また考えていただきたいと思えます。

そして今回は、JR福崎駅周辺も前回の台風、21年度のとくときと比べまして、被害が少なかったのですけれども、以前からお願いしております、山崎地区から流れ出ております直谷川を山崎地区で分水して、川端川を利用して直接市川へ流していただく事業の認可に向けた進捗状況をお尋ねいたします。

下水道課長 川端川の整備につきましては現在、下水道事業認可の変更手続を進めておるところでございます。ことし中に事業認可を取得し、その後、詳細設計に取りかかっていると考えております。

牛尾雅一議員 ぜひそのように、スピード感をもって対応していただきたいと思えます。よろしくお尋ねいたします。

続いて技監にお尋ねしたいと思うのですけれども、今回の豪雨で、町内において市川がはん濫しなかった理由の一つは、私は、夏場に市川の河原の雑木など、大変県が整備しておられたことが挙げられるのではないかと考えております。その意味から、市川の支流の平田川、雲津川、西谷川には、土砂の堆積や、ひどく雑木が生い茂った箇所があり、改善していただかなければいけないと考えております。また、平田川に現在ある井堰は大変旧式のもので、扱いにくく、新式の、操作がしやすいものになればと考えておりますが、どのように思われるか、お尋ねいたします。

技監 平田川とか雲津川のことなんですけれども、河川に生えている草とか、雑草とかにつきましては、基本的には地域の方で対応していただきたいと考えております。河川管理者としては、堆積土砂等が多くて、治水上、問題がある場合については対応が必要かと思えます。

今言われました三つの河川につきまして、特に雲津川につきましては、土砂の堆積とか、河床に地下茎を持ったようなものが生えたりしております。治水上も危ないと思われます。これについては、県に対策をするよう強く要望していきたくて思っております。

後、平田川の井堰なんですけれども、平田川には、鉄でつくられた、柱に堰をするようなものが何か所かございます。これを、今回のような台風のとくとき、水利管理者の方にすぐ撤去に来ていただくというのは、確かなかなか難しいと思えます。望ましいのは、平田川でも1カ所あるんですけれども、ゴム堰のファブリダムとか、今、町が川すそ川で整備を進めていますような転倒式のゲート、そのようなものに変えられれば非常にいいと思えます。しかし、事業費も結構高いものですし、農林系の事業となりますと地元負担も発生します。しかし、その方向に進めばいいとは思っておりますので、調整できればしていきたいと思えます。

牛尾雅一議員 従来ですと、堰をして田んぼに水を引くために、受益者ということがあって、負担が地元にもというお考えが県にあられたと思うのですけれども、このように、水害と言うんですか、豪雨の多発する時節になってまいりましたので、そこらはまた、よく県とも考えていただきたいなと思っております。

そして、市川は今回考えてみますと、延長が76キロメートルあり、また姫路市につながる流域人口も何万、何十万人と大変多いと聞いております。現在、県内にある一級河川と比べても、数字的には二級河川でなく、一級河川でもいいん

じゃないかと私は個人的に思うんですけれども、それは規格と言うんですか、規定に全く外れているというものか、また要望とか、いろいろなことによって、ある程度そうなるということもあるのかということをお尋ねいたします。

技 監 一級河川、二級河川の区別につきましては一応、基準はあります。流域面積は約1,000平方キロメートル以上が目安ということもあります。しかし、全国的に一級河川が二級河川、二級河川が一級河川に変わったような事例があるかという、私は存じておりませんが、具体的な手続もわかりません。実は今、関西広域連合とか、兵庫県もですけれども、国の出先機関を地方に移せという流れでして、逆に県のを国にという流れでは全然ございません。ですから、基準的にも少し違うかなというのと、今の流れから言いますと、逆の方向に向きますので、そういうことはまあ、ないということで考えております。

牛尾雅一議員 次に、町職員の方の通勤距離と言うんですか、いざというときに庁舎まで5分、10分、20分、30分以内とか、災害というようなときに駆けつけていただけると言うんですか、駆けつけることのできる全職員の人数を把握されているのか、また5分、10分という短時間、また30分という、時間を分けて把握されているのか、お尋ねいたします。

総務課長 5分、10分、20分という分類はちょっと難しいので、町職員を「福崎町内」、「旧神崎郡」、「その他の地域」といった分類で調べてみました。

おおむね、町内の職員は15分以内ぐらいに出勤できるのではないかと思います。旧香寺町を含みます、旧神崎郡内でしたら、おおむね30分前後と見ていただけたらなと思っております。正規職員160名のうち、「町内」は82名、51.2%、「旧神崎郡内」は32名、20.0%、「その他市町」は46名、28.8%となっております。

牛尾雅一議員 約半分が15分以内に来ていただけるということなんですけれども、今人数を教えてくださいましたが、年齢別と言うんですか、30代、40代、50代というふうに年齢的に見た場合、町内の職員の方がどれぐらいおられるのか、教えてくださいたい。

総務課長 年齢別・町内別職員数というのは調べていないですけれども、年代別で調べておりますので、その分をご報告させていただきます。

20代は33名、20.6%、30代が51名で31.9%、40代が39名で24.4%、50代が37名で23.1%でございます。合計で160名でございます。

牛尾雅一議員 職員を町が今採用されるときに、県の議会ですか、どこかがされる試験というんですか、それが非常に難しいと言うんですが、それで僕は、この数字を見ましたら、最近では町内の方の職員としての採用が少ないというようなことをちらっと聞いておりましたが、この数字でしたら別に40代、50代を見ても、大きく20代、30代の方が少ないということもないんですけど、町内の方を、災害時・非常時に備えて、すぐに対応していただくということを考えて、職員を採用されるときに、バランス感覚というんですか、将来的にね。公務員の採用にはそういうのはできないというのがあるんですけど、そういうのは考えられませんよね。

総務課長 出身市町別にという採用をすることはできません。

牛尾雅一議員 そうすると、46人の方が神崎郡以外から来られていますので、遠方から通勤されている職員の方のために、ここにとどまって対応をしていただくというためには、職員の方の宿泊というんですか、仮の宿泊施設というようなものも要るようになるんじゃないかと思っておりますけれども、その点は。

総務課長 それは町内の職員も同じでございますので、緊急事態になりますと庁舎、または

避難所等に詰めますので、職員は全員、対応にかかり切りになるという状況でございます。

牛尾雅一議員 そうしたら、次の質問に移らせていただきます。

福崎町の住民が利用する施設に関してということで、姫路福崎斎苑施設「こうふく苑」について、お尋ねしたいと思います。

昨年度に待合室と休憩室は修理をしていただき、備品を新しくしていただいたりなどして、施設を利用される方は大変喜んでおられます。

最近の社会情勢などにより、こうふく苑で葬式を行いたいと思われる方が多くおられると聞きます。この夏、私も学生の方が多く参列された葬式や年配の方々が多く参列された葬式などに何回か参列しましたが、葬式を行う会場が狭いため、会場の続きのタイル張りの中庭をあけて、そこに立って、皆いるんですけども、そこは山が迫っておるという関係上、すごく大きな蚊がたくさん来て、私はもちろん、学生の方も大変多く刺されたということがありますし、参列される多くの町民の方々から、「この中庭に簡単な屋根と、渡り廊下的な簡単な囲いがあればいいのに」というお話や要望をよくお聞きします。町民の方々の大多数の願いと思いますけれども、どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

住民生活課長 議員の質問を受けまして、利用頻度とか必要性等、こうふく苑に問い合わせをいたしました。しかし、残念ながら施設の改善等についてはやはり困難ということで、葬儀については葬儀屋さんがテント張りをするという対応で、現在のところしているということをお聞きしております。

牛尾雅一議員 ただいま答弁をいただきましたが、公の施設で今どき蚊に刺されたり、雨が降って来ないかというようなことを心配して、葬式を行うようなところはないのではないかと考えております。町長は、「住民の方の声によく耳を傾けて」というように私どもよく指導していただいております。そういうことで、「葬式を行う会場の続きのタイル張りの中庭に、屋根と簡単な囲いがあれば」という、多くの方々の声を聞きますので、知恵を出していただいて、ぜひ実現する方向に持っていただきたいと思うんですが、町長のお考えをお尋ねいたします。

町長 ご承知のとおり、あの施設は福崎町の施設だけではないということですね。旧香寺町と福崎町でつくった施設でありまして、組合立でございます。ですから1町だけの考え方でどうこうするという事は、なかなか難しい面がございます。しかし今お聞きした内容につきましては、十分伝えて検討はしていきたいと思っております。

しかし既存の施設の中では、ちゃんと雨も風も防げるようになっているわけがありますけれども、今お聞きしているところは、臨時に拡張したところの場所ではないのかなと思っております。最初建てた場所では、そのようにはなっていないと思っております。

ご承知のとおり、香寺町は姫路市に合併いたしました。姫路市は「できればあの施設はなくしたい」という考えであります。しかし町といたしましては、「名古山にあるからあの施設はもう要らない」という考え方が支配的であります。そういう中でどう対処していくかということにつきましては、一層の努力が要ると思っております。そういう中で努力は積み重ねていきたいと思っております。

牛尾雅一議員 丁寧な答弁をいただきありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、八千種の春日ふれあい会館の南側にありますグラウンドについて、お尋ねしたいと思います。

現在大変多くの方々が野球・ソフトボール・グラウンドゴルフ・サッカー等で利用されております。近年、昼間にすごい猛暑ですので、夕方に利用するという

意味で夜間照明の設備、そしてまた、にわか雨が夏場に多くありますので、にわか雨が降ったときにしのげる簡単なダックアウト的な雨よけの施設が必要ではないのかと思いますけれども、その点についてお尋ねいたします。

産業課長 現在、ふれあい運動場の利用につきましては、年間4,000人を超えているという状況でございますけれども、夜間照明の要望は、現在聞いておりません。夜間の利用につきましては、近くの八千種小学校に照明設備がありますので、利用を勧めていきたいと思っております。

また、雷や雨天時の対応といたしましては、雨よけの設置につきましては、運動場につきましては高台にある上、周りに高いフェンス用の鉄柱がたっておりますので、雷対策として、安全の確保から検討をしていきたいと思っております。

牛尾雅一議員 ダックアウト的なものを近いうちにできるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、以前にも申しましたが、少年野球の利用が多くあって、以前はソフトボールが主だったんですけれども、軟球と言うんですか、そのボールですので、反発力と言うんですか、そのボールがネットを越して外の道路とか畑などによく飛んで来ると、そして畑で作業をされている方とか、周りをジョギングされている人々に当たる危険性と言うんですか、可能性もあって、ネットの改良をということをお聞きしましたけれども、再度お尋ねしたいと思っております。

産業課長 ふれあい運動場につきましては、少年野球等でボールがネットを越すというようなことを聞いております。ボールを拾いに行ったり等をするときにも注意をするということにつきましては、指導者からその旨を指導していただけるようお願いしております。

また、ネットの改良につきましては、過去の福崎町での観測では、最大風速は13メートルということでございます。このグラウンドにつきましては、高台の上でもっと強いと考えられますので、現在の、高さ5メートルのネットの上に、また補強ネットを設置できるかどうか、専門家の意見も聞いて対応を考えていきたいと思っております。

牛尾雅一議員 よろしくお願ひします。

そしたら次の項目の、「スポーツ・レクリエーションの振興について」に移らせていただきます。

町民の方々一人ひとりが生涯を健康で過ごすためには、身体的健康はもとより、精神的健康も大切であると思っております。私は、社会環境が複雑かつ多様化する現在の私たちの毎日の暮らしの中では、楽しさ、いやしという、心の支えが必要と思っております。そこで、スポーツ・レクリエーションを通して、多くの地域の人々と楽しく過ごすことができれば、健康維持、体力づくりだけでなく、心がいやされ、あすへの活力とか意欲が生まれ、いつまでも健康で過ごすことができるのではと考えております。

そこで、町民の方の健康維持、体力づくりなどに向けた、町民1人1スポーツを楽しめるような環境づくりや振興策はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

社会教育課長 体育館では「一に健康、二に笑顔、三に明るい町づくり」をテーマに心身の健康保持・増進や、体力づくりのため、各種事業に取り組んでおります。その中でも、特に健康づくりを中心に進めている事業に、「スポーツ教室」がございます。栄養指導、またウエイトトレーニングを組み合わせる減量を目指して実施する「減量フィットネス教室」や、ストレッチやニュースポーツを組み合わせる心と体を鍛える「健康美容教室」、ほかにも「若返り教室」、「レクリエーション教室」、

「トランポロピクス教室」など、1年を通して実施いたしております。

また、地域の皆さんがより身近で、生涯を通してスポーツに取り組んでいただけますよう、小学校区ごとにスポーツクラブが開設されております。

牛尾雅一議員 現在あるスポーツクラブというのは、県の補助金が5年間ということをお聞きしているんですけれども、現在、その補助金はもうなくなっておるのでしょうか。

社会教育課長 スポーツクラブへの県からの補助金は既になくなっておりますが、今も会費制でやっておられるのと、町といたしましても、スポーツを実施されるグラウンド・体育館につきましては、無料で使っていただいております。

牛尾雅一議員 今、町としても援助ですか、補助されているんですけれども、またその補助を拡充していただいて、スポーツクラブの育成に手助けをしていただきたいと思います。

次に、体育館が中心になって、各集落におられるスポーツ推進委員さんを中心に、各自治会から二、三人の人に体育館などに来ていただいて、競技とかゲームを覚えて各集落に持ち帰っていただいて、そして多くの方々がゲームや競技とかを覚えられて、新たに、今はソフトボールやバレーボールとかなんですけれども、それにかわるような、そういう普及ができて、町内で対抗の試合ができるようなゲーム、スポーツと言うんですか、あればいいと思うんですけれども、そのようなのは無理なのか、お尋ねいたします。

社会教育課長 体育館では、新しいスポーツにつきましては今のところ実施していないのが現状でございます。例えばニュースポーツでは、スポーツクラブなんかでしたら、フットサルと言うんですかね、サッカーの小さい、フットサルとか、ヨガ教室、それからボクササイズとか太極拳、そういった新しいスポーツに取り組んでおられますが、体育館といたしましては、自治会ソフトボール大会がことし30回目を迎えました。新たにとは言えるかどうかわかりませんが、最近グラウンドゴルフも非常に熱心に取り組んでおられまして、そういった大会は体育館の事業として取り組んでおります。

議 長 一般質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時、13時といたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

牛尾雅一議員 昼前の最後に山下課長さんが、ニュースポーツのフットサルとかヨガ教室というふうな競技がありますよって教えていただいたんですけれども、私がちょっと思っていたのは、高齢者の方はたくさん時間的に余裕があられるので、兵庫県の旧柏原町で生まれた競技であると言われております「囲碁ボール」と言うんですか、それは室内で簡単にできますので、屋外で、運動量の多いグラウンドゴルフなどに参加しにくい高齢者の方にはもってこいのゲームとお聞きしております。各集落の公民館で、縦5メートル、横2メートルの人工芝のマットを広げて、そのマット上にある49個の穴に、グラウンドゴルフと同様にボールを打って入れて、その入れた数とか、入れ方による囲碁のような並び方と言うんですか、それなどによって点数とかを競ってするゲームなんです。高齢者の方に、公民館で五、六人とか10人でもいらしいので、公民館に出てきていただいて、そういう何かすごく楽しいゲームらしいので、体育館で道具を借りられて、ある部落で借りられてされもおもしろいので、もう自分のところの自治会で買ってされている自



治会もあると聞いています。みんなが楽しくできて、割と高齢者の方に向いているというゲームですので、高齢者の憩いのためと言うんですか、健康だけじゃなしに、心のいやしにもなると言うんですか、介護を必要とする状態になっていただかないことが最もいいことですので、そういう意味も込めまして、高齢者の方の心と体の健康という目的で、各集落に1セットずつ、無料で町から配付していただいて、1セットでしたら五、六人でやっているということですが、隣の集落にも配っていただいていますので、2セットで隣の村と一緒にしていただくとか、そういうこともできて、地域のつながりとか、いろいろな面ですごくいいと思うんですけれども、22年度は町の単年度収支がすごくよかったですし、そういうこともあって、無料で配っていただけるということは考えていただけないか、お願いいたします。

社会教育課長 今、提案をいただきました囲碁ボールの用具でございますが、これは体育館に1セットございます。希望があれば体育館の職員が指導に行ったり、また用具も貸し出しをいたしております。ただ、全集落に配付するというのは、ちょっと今のところ考えておりません。理由は二つほどありまして、1点は、用具が非常に高価であるというところがございます。1セット16万円程度の費用がかかりますので、これが33集落となりますと、500万円を超えるような金額になってくるということです。もう1点は、高齢者のスポーツへの取り組み状況でございます。最近の動向を見ますと、高齢者の方は、ちょっとスポーツとして激しいのかもしれませんが、グラウンドゴルフに非常に熱心に取り組んでおられる状況です。体育館の事業でも年2回実施しておるんですが、50チームを超える参加がございます。そのような状況ですので、体育館の事業としては、今の段階ではあえて新しいスポーツを推進する時期ではないと考えております。

ただ、囲碁ボールは今言われましたように、グラウンドゴルフに比べまして運動量も少なく、体に負担が少ない競技ですし、また室内でも実施できるということです。こういった部分につきましては健康福祉課と連携をとり、状況を見きわめながら、例えば教室などで取り入れる形で対応できたらということで、今後の検討課題とさせていただきます。

牛尾雅一議員 述べていただいたように、外での運動ができない、でも何か室内でも運動をやって体力を維持したいとか、そういった目的と言うんですか、それにマッチしますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

続きまして、最後の質問の項目なんですけれども、時節に即応した町行政についてということで、3月11日に起こりました東日本大震災によって被害を受けられたりして、関西に工場を移転して操業しなければならないとか、そういうところに追い込まれておられる企業も多々あるということが報道されております。当福崎町の工業団地に、そういった企業からの問い合わせや相談はないのか、お尋ねいたします。

産業課長 福崎町東部工業団地につきましては問い合わせがございます。県のひょうご産業活性化センターの紹介によりまして1社、進出したいという問い合わせがございます。

牛尾雅一議員 今1社、問い合わせと言うんですか、相談に来られている企業があるということをお教えいただきました。前回、東部工業団地の企業誘致については、「誘致に際して優遇措置というのは、既存の企業との関係から考えられない」ということでしたけれども、今回の大震災というのは、100年に一度あるかないかの大震災でもあり、それによって工場の移転とか、そういった被害を受けている企業であれば、町として何らかの優遇措置を含む、企業の再建に向けた支援策を

示されて、企業誘致を図られるというか、相談に乗ってされても、どこからも苦情が出ないと思いますし、私はぜひそうされるべきと考えますけれども、副町長のお考えをお尋ねいたします。

町 長 企業誘致につきましては、皆様方からの要望もたくさんありまして、そうした事柄については、当然検討の課題に値すると思っております。

しかし私は基本的にはそういうふうには町税が大きく下がったり、あるいは町の持ち出しになるということになる可能性も十分ありますので、この事柄については、検討をしながら進めて行くのがいいと思っております。

ただ、私はパナソニックが鳥取の工場も閉める、そして大阪の工場も閉める、そういう関係で中国に移っていくということが、きょうのニュースでも伝えられています。これが日本の大企業かという憤りを持っているわけです。これほど、阪神の大災害をしのぐような大きな国難にも値するようなときに、日本の国内の工場をどんどん自分自分の金もうけのために閉めて、外国に行く。これが日本民族を代表する企業なのかという憤りを今も持っているわけでありまして。こういう気持ちもありますから、一概に、工場誘致のために優遇施策を講ずるのがいいのかどうか、これは多面的に検討していきたいと、このように考えています。

牛尾雅一議員 よくわかりました。多面的に考えていただいて、よろしく検討していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で、牛尾雅一君の一般質問を終わります。

次、8番目の通告者は小林博君であります。

1. 福崎町の将来について
2. 教育施策について
3. 防災問題について
4. 駅前周辺整備を含む基幹整備計画について
5. 福祉・医療について

以上、小林議員どうぞ。

小林 博議員 「福崎町の将来について」と仰々しく書いておられますが、ただ私は今のところ、ちょっと最近のニュースの中で危惧しておるところがありますので、聞いておきたいなと思っておるところであります。

「平成の大合併に飲み込まれなかったのは非常によかった」という声を、福崎町内でよく住民の皆さん方から聞くわけでございます。私もよかったと思っております。

最近の神戸新聞で、宍粟市のニュースが出ておりました。旧千種町の住民が1,800人を超える署名を付けて請願を出して、旧千種町の公立幼稚園だったか、保育所だったか、それを閉鎖しないでほしいという請願をしたんだけど、宍粟市議会ではその請願を賛成5で不採択としたというのが、最近の神戸新聞に出ておりました。合併する前には、この地域の皆さん方の声を、千種町の圧倒的多数の住民の声を否定しますというふうなことは恐らくなかった、言わなかったと思うんですけども、結果として、合併して何年かたってしまえば、このように、旧千種町という一つの地域の圧倒的な声が否定されてしまうというニュースに接したわけでありまして、こういう面でも、私は福崎町の進んできた道が正しかったんじゃないかと思っております。

また最近、これも先日神戸新聞に出ましたけれども、東京大学教授の姜尚中さんの「民主主義は手間がかかる」という講演を聞きに行きました。民主主義の重

要性と、そうして、それを進めて行くことの難しさ、あるいは民主主義を維持することの危うさ等、いろいろ詳しく話があったわけでありましてけれども、これを定着させていくためには、身近なところからの実践が必要という認識を、私も持ったわけでありまして。今、地域力が行政の全分野で強調される中、長い蓄積がある福崎町のように、予算や条例など、団体意思の決定が身近にできる現在の状況が望ましいと、私は確信的に考えておるところでございます。

ところが、最近姫路市では、市長が政令指定都市への志向を強くされております。政令指定都市へということになりますと、福崎町をも吸収していこうという方向が出されてくるのではないかと危惧するわけでありまして。

四十数年前のことを思い出すわけでありましてけれども、そのときも福崎町民は、町当局や議会が合併への方向で進んだけれども、住民の世論は、福崎町単独を選択したということをおぼろげに思い出すわけですが、いずれにいたしましても、今新しく姫路市が政令指定都市への志向を強くしている中、福崎町の将来ということについて、福崎町が将来も存在していくかどうかということについて、一抹の心配もしながら臨んでおるところであります。

そういう意味から、今、福崎町の理事者は、福崎町の現在の存在について、将来も今の形が望ましいと思っておられるのかどうか、お答えをいただいております。

副 町 長 平成の大合併が促進された平成14年度に、姫路市から合併に対する勉強会を設けるので福崎町も参加してほしい旨の呼びかけはありましたが、その後の呼びかけは全くございません。また、生活圏域を構成する定住自立圏の構想の話も、姫路市は政令指定都市を目指すということで、この話も全くございません。

政令指定都市に対する呼びかけは、東播磨方面の2市2町にはあったように聞いておりますが、それに対する動きも、この2市2町は全くないというように聞いておまして、福崎町につきましても、今の単独町といったような形で推移していきたいと思っております。

小林 博議員 私も、先ほど言いましたように、現在の2万人前後のこの町は、非常にいろんな意味で、行政の進めやすい、町民にとっても自分たちの意見が反映し、そしてそれが予算や条例等、意思決定に通じるような、そういう規模として非常に好ましいと思っております。

さて、それに絡んで広域行政も、これは当然必要なわけですが、幾つかあった広域行政の中で、既に消防は姫路市に委託となりました。他の広域行政についても、今後のあり方について心配を持っております。

私の参加しております、くれさか環境事務組合で、姫路市から出ておられます副管理者。前副市長ですが、その方の答弁の中でも、「広域行政のあり方について、姫路市の中ではそういう検討がある」という答えもあったわけでありまして、そんな意味で、今後の広域行政のあり方についてどう進むのかということ、注目しておるところであります。

私の意見から言いますと、ごみも、し尿も、あるいは火葬場の関係もあるわけですが、それらは現在の一部事務組合を維持するのがよいと思っております。そうして、町の大小にかかわらず、対等な関係で事務が進められる、仕事ができるという意味におきましても、現在の一部事務組合を維持していくという方向で、福崎町は臨んでいくのがよいのではないかとおぼろげに思うのですが、基本的な考え方について、お答えをいただきたいと思っております。

副 町 長 広域行政のあり方は、私が申すまでもなく、お互いの事務を補完する役割でありまして、経費の節減、合理化を目的に設けた

ものでありまして、福崎町といたしましては、今のこの広域行政のあり方についての枠組みを堅持したいと思っております。

しかし懸案も一部あります。先ほども言われましたように、姫路市は中核市でもあり、外部監査制度を導入しています。包括外部監査の意見では、「解散時期については先延ばしするのではなく、できるだけ早く行うのが望ましい」と、「姫路市の考え方をきちんとまとめ、福崎町との交渉を加速するべきである」となっております。例えば、今言われましたように、くれさかクリーンセンターでは、「施設を姫路市が引き取り、委託を受ける形をとれば、姫路市の将来の施設整備計画もたてやすい」といった意見等が記載されておるところであります。

この事務委託といいますのは、委託を受けた地方公共団体の機関が、自己の本来の事務と同様に管理及び執行することができるということで、自分の考え方で物事を進めることができるということもありまして、姫路市消防局に中播消防が編入されるような形になって今、事務委託をしておるわけではありますが、こういったような事柄についても、当時を思えば、もう少し勉強しておればよかったのかなと思っております。

さらに、地方自治法の今後の改正で、一部事務組合からの離脱も簡素化されることが検討されておりまして、福崎町の意味は今の形の維持ではありますが、背景には厳しいものがあるということも現状であります。しかしながら、これらにつきましても、やはり一部事務組合、広域行政につきましても、規約でありますとか、物事につきましても合併が起因しておりますので、これらについては強く主張してまいりたいと思っております。

小林 博議員 ぜひ、その方向で努力を求めたいと思います。一部事務組合制度というのは、その組合議会や財政の運営ど、さまざまなことについて、住民から見れば一段階離れたところにありますのでわかりにくい部分もあるわけですがけれども、できるだけ町民の皆さん方にもこの一部事務組合制度をよく知っていただいて、そして町民的な世論も含めて、この現行政を守って行くという世論づくりも含めて考えていくべきだと思います。そんな面で、私どもの努力も必要でありますし、町当局も、できる範囲での努力もまた努めていただきたいと思いますのでございます。

次に移りますが、教育問題ということで出させていただきます。

1 番めに、高校の学区制問題というのが今回、一番関心を持っておったところでありまして、そして請願につきましても採択をしていただき、意見書も可決されまして、本当にありがとうございました。本当に良かったと思っております。

その審査の中で教育長から所見も述べられ、そして資料も配付していただきましたので、教育長ないし教育委員会のおおよその考え方というのはわかるわけですがけれども、改めて、本会議という場ですのでこの高校学区制、特に姫路・福崎学区を西播学区と統合していこうという方式に対するの见解を、単純明快に、教育長からこの場で、本会議ですので、述べておいていただいて、議事録に残しておけばよいのではないかと思うのと、それから教育委員会として、教育長の個人的な意見、個人的という言い方が当たるのかどうか知りませんが、教育長の意見としては表明されておるといたしましても、教育委員会の会議の正式な議決といえますか、決議というふうな、そんな意味にまでなっておるのかどうかと、あるいは、なっていないければそういう方向で、教育委員会の意思決定として学区制の、姫路・福崎学区を現状のまま守ってほしいという方向での決議となっておるのかどうかということですが、そういう点についてお答えをいただきたいと思っております。

教 育 長 ただいまの問題に対しては、共通の意思決定であるというふうに答弁をさせていただきます。

福崎学区の存続を願っているということでございます。

小林 博議員 教育委員会としての意思決定を、県教委に伝えるということはされたわけでしょうか。

教 育 長 教育委員会としての意思決定は伝えておりませんが、教育長としての意思は伝えております。

小林 博議員 私は教育委員会の職務権限まで今持って来ておりませんので、詳しくは分かりませんが、教育長としての意思は伝えておると。しかし教育委員会としての、いわば機関意思として伝えることも必要ではないかと、私は思って質問をしております。

教育委員会としての、機関意思の決定として伝えるという、そういうお気持ちはございませんか。

教 育 長 気持ちはございますので、また委員の皆さん方と協議させていただきたいと思っております。

小林 博議員 教育委員会の議事録を読ませていただきまして、最近のものはまだですが、8月までのものを読ませていただいて、非常に心配だし、統合されないほうがよいけれど、もうされてしまうのではないかというような、何か先の暗いような方向、内容の記述になっておったので、特に心配をしております。まして、教育委員会一丸となって、5名の教育委員さんがまとまって、ぜひこの学区制を守っていく、現学区を守っていくという方向で頑張っていたいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、次に教育の問題についてですが、社会教育等の必要性について、学校教育はもちろんです、社会教育も非常に幅広いものになりまして、これはもう住民一人ひとりの健康づくりとか生きがいという、これも大切ですが、それにとどまらない、どんな福崎町になっていくのかという、まちづくりという観点から見ても、非常に大きな役割を持っている事業だと、最近強く思っております。そんな意味から、小泉内閣から特に進められた行革路線の中では、こうした施設管理の民間委託化など、目先の経済的な採算性からとらえる傾向が非常に強まったと思うわけでありまして、これは社会教育の重要性というものを後ろに追いやるという、存在意義というものを非常に薄くして考えておるといふものだと言わなければならないと思うわけです。

福崎町におきましてはそういう方向に基本的には走らずに頑張っていたいただいておりますけれども、今後とも福崎町では、社会教育の今後の管理運営について、しっかりと町の責任でやっていくという方向をお聞きしたいと思っております。多くの町民の皆さん方が、活動だけでなく、さまざまな角度から運営にも参加、協力をされているわけでありまして、それにふさわしい町行政の位置づけが必要と思うわけでありまして、そんな意味で、今後の方向づけですね、町の行政改革に関するいろんな計画等も、何回も見ておるわけではありますけれども、一つの節目という年でもありますので、特に聞いておきたいと思っております。基本的な考え方について述べていただきたいと思っております。

社会教育課長 社会教育の各施設につきましては、今、ご質問がございましたが、行政には収益ではなしに、それぞれ施設には設置目的がございますので、施設につきましては、収益を目的として設置されたものではないということを中心に考えたいと思っております。施設には、今言いましたように、それぞれ設置目的がございますので、その目的に沿った利活用がされるよう、利用しやすく、安全・快適で親しみやすい施設づくり、運営に心がけていかなければならないと思っております。

また社会教育課には、それぞれ法律に基づきまして設置された助言団体がたく

さんございます。公民館関係には公民館運営審議会、体育関係には体育指導委員会、文化財関係には文化財審議委員会、そして社会教育委員会がございます。また21年度からは、事務事業評価を実施しまして、社会教育についての意見もいただいております。

そういった各種団体からの意見や、直接、住民の意見に耳を傾けながら、各施設の管理運営、施策の反映に努めていきたいと思っております。

小林 博議員 今後とも、そうした基本姿勢が長く維持されることを願ってやまないわけでありませう。

さて、それら各施設の運営でありますけれども、大事なものは職員配置の問題だと思っております。それぞれ専門的な知識と経験が重要でありまして、それらの身分保障も大切かと思っておりますが、財政上の流れとかいろいろなことから言いますと、すべてを正職員で全部賄うということはなかなか困難であることは、ある程度理解もできるわけですが、嘱託職員だけで運営されておる施設もあるし、重要な役割を果たしておられる方々や、本当によい仕事をされておる方々、そういう方たちが、年限が数年しかない嘱託職員であるということ、その他、金銭的な待遇も含めて、そういうものは本当に問題だな、残念だなと思っております。できるだけ正職員化も含めた身分保障を、その蓄えられた知識と経験が福崎町民のために長く使っていただけるという、そういう方向もぜひ考慮してほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

社会教育課長 社会教育課としましては今、小林議員さんが言われましたように、各施設とも正規職員で対応していただきたいのは山々でございますが、今言われましたように、この財政状況を見ますとなかなか難しいところも事実でございます。しかしながら、嘱託職員でありましても正規職員と何ら変わらない業務をこなしております、自分の業務に誇りを持って頑張ってくれている職員がたくさんいるのも事実でございます。

そういった職員に報いるためにも、今言われましたように、特に文化財関係、体育関係で、あえて職員は大卒でないと取得できない、例えば学芸員とか体育指導員は大卒の職員を嘱託で求めているわけでございますので、そういったところも含めまして、待遇面の改善に町長部局とも調整しながら、こちらもしっかり頑張りたいと思っております。

小林 博議員 教育委員会としても、委員会の議論としても、今言いましたような、そんな点が議論されて、それらは今、課長の述べられました考え方が前に進みますように、教育委員会という機関としても頑張りたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

教 育 長 ただいまのご提言を真摯に受けとめて、教育委員5人でまた協議を進めていきたいと思っております。

小林 博議員 それから、ことしの春から図書館の館長を社会教育課長が兼務となりまして、そして現場には館長がいないわけですが、この館の性格上、対外的にも、それから毎日の管理上も、館長がそこにいるという配置がよいのではないかと思います。その点について、教育委員会はどういう見解をお持ちでしょうか。

教 育 長 ただいまのご提言の考え方がベターかとは思いますが、全国には館長が兼務の市町もたくさんございます。まして福崎町の場合に、今回の館長は人物・識見とも非常にすぐれた人材でありますから、週に1回、一応図書館には詰めていただいているんですけど、一生懸命やっていると聞いています。

小林 博議員 現館長の人物・識見が足りないと言っておるのではありません。社会教育は体育面から、文化面から、さまざまに角度、範囲が広がるわけですから、特に土曜

も日曜も出ずっぱりで、そしてさまざまな行事にみずから汗を流して作業もされますし、本当に敬服をしておるところであります。しかし、人間だれも与えられたのは1日24時間でありまして、全体を見通していくには限りがあります。そんな面で言うておるわけでありまして、この面もぜひ教育委員会としても、もっと考えてもらってもよいのではないかと思うわけであります。

次に、学校教育の関係で、前からこの場でも言うておるわけですが、教員と言いますか、教育に従事する方々の嘱託化等がある程度進んでいったりしております。そんな面で、教育の現場でも非正規雇用の形があるということについても、一定の危惧を持っておるわけですが、それらがさらに拡大するという方向では困るなど思うわけですね。その点について、今後の方向は、さらにそういう教育現場、学校教育現場でも嘱託化等が進むのか、非正規雇用化が進むのかという点についての見通しをお聞かせいただきたいと思っております。

あわせて教育内容の民間委託ということもあるのかということについて、考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

教 育 長 学校の教職員は県費教職員でございまして、県から職員の配置をいただいております。ですから本来の、教壇に立つ職員たちは正規職員でございます。その正規職員が病気とか育児休暇とか、そういうときにはピンチヒッターの先生をお願いしておりますが、これらの方々は非常勤講師、あるいは臨時講師、あるいは講師という形で、正規職員対応ではございませんが、その期間はきちっと保障されている職員を配置しております。

また、町費から派遣している職員は、まず介助員ですが、介助員は教職免許が要りません。これは特別支援学級の先生の支援をするという形で、アルバイト対応になっております。それからもう一つ、学習支援員です。これも町費で、学級運営が困難なクラス・学校に対して、これもアルバイトで派遣しております。正規の教職員はきちっとした形で採用しております。今後もそういう形で、補助の先生はアルバイトでの対応があるかもしれないけれど、教壇に立って、子どもたちに向かってくださる先生方は正規職員であります。

また、これは総務文教常任委員会にお願いをしたいと思っていたんですけれども、先にお願いをするわけですが、学力調査等の民間への云々という話かと思うんですけれども、結論から言いますと、来年度、文科省が全国的に全国学力・学習状況調査を実施するとした場合は、ことしは東日本大震災の関係でなかったんですけれども、恐らくことしと同じように抽出という形になりましょう。そして、小学校には理科がふえてくると思います。

昨年度も、抽出した学校は国費で採点・調査等をしていただいたんですけれども、抽出されなかった学校に関しましては、私は福崎町の子どものたちの学力がどのぐらいであるかということ、継続して把握しておきたいと思ひまして、自由希望で実施させていただきました。そして先生方に採点をしていただいたわけですが、採点に関する負担も大きいし、それから、採点する先生によって基準が多少、多少ですが、文章表記等においてはぶれる部分もございまして、それから、学力調査の余分に「学習状況調査」というのがありまして、これは勉強時間とか家庭生活とかいろんな調査があるわけですね。それらを集約してその結果をまとめるというのが非常に難しい、そういう仕組みでございまして、来年度はぜひお願いをして、その採点・調査は、できれば専門の業者をお願いしたいと思っております。

それ以外の校内テスト云々につきましては、それは教師が自分のやった授業の評価をするわけですから、自分のやった授業を振り返って問題を作成して、採点

して評価を出すべきものであります。

小林 博議員 教育について、民間業者の援助・参入を求めるという方向が余り拡大されないようにしておくべきではないかと私は思いましたので、質問をしたわけでございます。

テストの採点を業者に委託しようという、福崎町教育委員会の考え方が、具体でそのことについてはいいか悪いかというのはちょっと判定しかねますけれど、しかし、教育内容に、教育事業に業者の参入を求めるということは、余り拡大してほしくないなという思いで一言、言わせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

次、文化財問題と書いておりますが、前回の質問でも取り上げたのですが、指定されたものへの保護をさらに充実させるということも大事だと、内容から見て思っておりますが、同時に幅広く、指定外のものについても保護を充実させていくという、福崎町の歴史を住民の皆さんや子どもたちにもよく知っていただいて、そして将来につなげていくという、そういう部分があってもよいのではないかと、改めて取り上げさせていただいております。これはちょっと、他の議員さんじゃありませんが、「よい答えが出るまで毎回でも言おうかな」と思うぐらいの思いを、このところ強く持つておるということでありますので、答弁をお願いいたします。

社会教育課長 担当課といたしましては、補助金を出して福崎町の文化財を守っていくということは、本当は大いに進めたいところではございます。しかしながら今、町の指定文化財でありましても、100万円を限度として20%以内と補助率が決まっております。これはある程度、所有者が町でない、個人所有というものもありますので、そういったところも含めまして、上限が決められていると思っております。

ただ、文化財という定義が非常に難しいんですが、福崎町のすべての文化財を守っていくというのは、やはり限界があるとは思いますが、それをどこの範囲までカバーしていけるかなというようなこともございまして、正直、検討もさせていただきました。例えば、町に「地域づくり事業」というのもございますので、そういったものと文化財をかけ合わせて、何とか保存するようなことはできないかとか、そういったことも考えたことがあるんですが、これもなかなか難しいところもございまして、今すぐ回答はできないんですけれど、検討させていただきたいとは思っています。

小林 博議員 大事な文化財がそのうちに損なわれて、なくなってしまうということもあり得ますので、おくれをとらない、早急なる検討を求めておきたいと思っております。

次に防災問題についてであります。既にこれまでかなり質問が出ておりますので、できるだけダブらないように、项目的にお尋ねをしたいと思っております。

台風12号から、またこないだは15号でしたか、それまでの被害の概況と、その復旧の見込み等についてお聞かせをいただきたい。公共の被害、あるいは農業被害等々あろうと思っておりますが、現時点でのまとめと復旧の方向づけについて、お尋ねいたします。

まちづくり課長 それでは土木災。道路・河川の関係から申し上げます。

台風12号によるものは17カ所でございます。内訳としましては、町道2カ所、これは小倉の町道528号線で1カ所と、加治谷で町道大門石引線で1カ所、河川で15カ所ございます。谷川と雲津川、平田川、大内川でそれぞれ数件ずつとなっております。

被災額につきましては、見込みでございますが、復旧費で申し上げますと、台風12号で3,440万円程度と思っております。この中には工事費、測量試験



費も含む額でございます。

台風15号によるものは大門石引線で1カ所でございますして、被害額は約50万円となっております。

産業課長 農林関係につきまして、ご報告させていただきます。

災害名が農林関係では決まっておりますして、災害名は「9月2日から4日の台風12号豪雨による災害」となっております。

被害状況につきまして、報告させていただきます。

農地につきましては38件、被害額が1,739万円。農業用施設につきましては75件、1億83万円。林地につきましては2件、1,000万円。林業用施設につきましては4件、508万円。合計119件、被害額が1億3,330万円となっております。

そのうち、国庫災害に該当する現在での件数でございますけれども、農地につきましては10件、829万円。農業用施設につきましては9件、3,044万円。合計19件で、被害額にしますと3,873万円となっております。

台風15号による被害報告につきましては、現在もございません。

復旧等につきましては、先ほど報告しました国庫災害に該当する19件につきましては、暫定法によります国庫補助を受けることができますので、申請する予定でございます。補助率につきましては定率で、農地は50%、農業用施設につきましては65%となっております。

しかしながら、9月20日の閣議におきまして激甚災害に指定されることが決まりましたので、補助率が加算されます。その増嵩申請の手続を進めてまいりたいと思っております。

山林につきましては、人家の裏山の崩壊につきましては、県単独補助治山事業の活用による復旧を目指して現在、県や関係者、町も含めてですけれども、協議中でございます。この県単独補助治山事業になりますと、補助率につきましては県が3分の2、町が6分の1、地元が6分の1ということになります。

また先ほど報告しました、国庫補助事業に該当しない小さなもの100件、約9,500万円につきましては、小規模な災害ということで、昨年と同様に、町単独の小災害復旧補助制度を創設し、復旧の支援に当たっていきたくと考えております。

小林 博議員 わかりました。

できるだけ早期にこれが復旧されるように求めておきたいと思うのですが、公共の部分は、復旧するにしても全額公費ということになると思うのですが、農林関係については住民の負担がきまとうわけでありまして、小規模なものについては従来どおりということであれば、これは50%と理解してよろしいわけですか。そういう方向で規則をつくられるということですね。

それから、国庫にかかる部分についての補助率については、激甚になったときの加算率はどの程度になるのかお聞かせをいただきたい。その計算はまだできていないのか、できておれば、概算でお聞かせをいただきたいと思うんですが。

産業課長 激甚災害に指定されまして、補助率が加算されるということでございますけれども、この加算の計算におきましては、福崎町内の受益者全体の被害額の、受益者1戸当たりの額を出して、各々、補助率が違います。8万円以上は90%とか、6万円から8万円が80%とかといった複雑な計算がございますので、まずは国の査定を受けてからという形になると思います。

ちなみに近年では、農地・農業用施設両方の補助率が増嵩になりました19年度の激甚災害で、農地では93.4%、農業用施設におきましては97.6%ま

で増嵩されている状況でございます。

小林 博議員 今回のもについて、その見通しというのはまだわかりませんか。

産業課長 現在のところわかりません。査定を受けてからの申請になりますので、現在は未定でございます。

小林 博議員 農業用施設ということになりますと、かなり金額が大きくなることも想定されます。1人当たりの被害金額を町の被害地全体で割って、それで統一した補助率ということになりますと、補助率が90%を超えるということになりますと、何とかできそうだということになるわけですが、それを割って、基準額に近い、65%に近いような額になると、これはちょっと復旧にも大変手間が要るということになると思いますので、そのときには、かつては町も上乘せを町単でやったという年もあったわけでありまして、そんな面の検討を準備しておいてもらえばと思うのですが、これは仮にそのときの話ですが、いかがですか。

産業課長 今、議員さんが言われましたように、過去、昭和54年には農地・農業用施設災害におきまして補助率が増嵩されず定額であったということから、町の補助金を10%上乘せしたという経緯がございます。こういったことも加味しながら、検討をしてまいりたいと思います。

小林 博議員 また事務作業を急いでいただきまして、速やかに復旧が進むことを求めています。

次に、避難勧告のあり方でありまして、避難所の問題については、これまでにかなり質問が出ましたので、おおよそ理解できたわけですが、特に避難勧告のあり方や、あるいは避難所指定等につきましては、今回初めてのことでありますので、経験を踏まえて、さらに充実する方向、町民に無用な混乱を与えない方向で臨んでほしいと思っております。

ただ今回のように、マニュアルに従って、市川の水位が上がれば、右岸で言えば山崎から高橋に至る市川流域、左岸で言えば井ノ口から長目に至る広範囲に避難準備情報とか避難勧告を出すというときの避難所指定として、町内全体で4カ所というのは若干、少な過ぎるのではないかという思いも持ちますので、これらも今後の検討手段に加えてほしいと思っております。

また、情報は正確に町民に伝えられる、あるいは町民が知りたいと思えばすぐにわかるという、そういう手段についても、町としても工夫をお願いしたいと思っております。これも先ほど答弁がありましたけれども、さまざまな情報が今、テレビやインターネットでとれるというふうになっておるわけですから、それらの活用方法も周知するという方向で臨んでいただければと思います。特に、情報問題というのは非常時には大切だと思っております。書かせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。両方まとめて一言、お願いをいたします。

総務課長 避難所の数でありますとか、それから情報を正確に、あるいはいろんなところから情報がとれるので、その活用方法を周知をということでございます。今、ご指摘のあった点につきまして、町としましてもいろいろ研究し、周知を図っていきたいと思っております。

小林 博議員 次に、ダムの放水ということが大きな心配になりました。何せ夜中にダムを放流すると言ったものですから、特にびっくりされた方があったと思うわけですが、生野ダムの状況については、以後、役場から説明をいただいて、そして若干理解したわけではありますが、関西電力のダムもあるわけでありまして、このダムも非常に大きなダムであります。生野ダムの上流には黒川ダムがあり、そして神河町には長谷ダムがあり、その上に太田ダムがあるという、もうご承知のとおりであ

りまして、それらの管理状況等もしっかりと把握をされておるのか、あるいは今放流をしてほしい、あるいはやめてほしいとか、町・県の行政のコントロールが効くようになっておるのか等、答弁を求めたいと思います。

技 監 今、議員がおっしゃいましたように、市川の上流には二つの発電所がありまして、そこに二つずつ、合計四つのダムがございます。このダムの目的は、ダムの場合は利水とか治水とかいろいろあるんですけども、これは発電用のダムです。ご存じかと思うんですけども、二つが対になっておって、夜のうちに余った電気を使って上の池に水を上げておくと。必要になったら上の池から下の池に水を落として発電するというダムです。そういう目的のみを持っておりますので、治水については全く役割を持っていません。

しかしながら、実のところこのダムの形状からいきまして、三つがロックフィルダム、一つがコンクリートダムなんですけれども、排水用のバルブが2本ずつ入っております。それらが水を下流に流す能力を決めておりまして、基本的には、ダムの考え方とすれば、入っただけ全部出すということではあるんですけども、その排水バルブによって絞られます。今回の場合でしたら、市川に流れ込むのが太田ダムと長谷ダムの二つですけども、太田ダムは水が入ってくると入っただけ流すんですけども、バルブの容量が約5立米、毎秒5トンです。先ほど言いました生野ダムは110トンということですから、けたが違うぐらい小さいもので、流域も小さいんです。

雨が降りまして、ちょうど同じように14時ごろですけども、満杯というか、放水量が満杯になりまして、カットが始まりました。約40トンぐらいカットしています。その間はダムに水がたまると。雨が減ってきたのでそのまま消えたということです。同じように、長谷ダムにつきましては少し容量が大きくて、35トンぐらいの洪水吐があります。同じようにそこも12時ぐらいで洪水調節が始まっておりまして、水がたまって、また雨がやむと同時に減ったという、こういう状態でして、目的は治水ではありませんが、いずれのダムも結果的に治水を果たしてくれているという状況です。

後、県とか町への連絡はとかいうことですが、福崎町には今そういう協定も何もございませんので、何も連絡がありません。県に対しては、県が河川管理者になっております。警戒態勢、気象庁の大雨注意報とか洪水注意報が出たらダムで警戒態勢に入ることになっておりまして、そうなりますと、毎時の放流量、流入、放流を県に報告しているということです。

それと、神河町についても、警戒態勢とかに入った段階ごとに報告はいつているということのようです。

議 長 質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は2時20分といたします。

◇

休憩 午後2時00分

再開 午後2時20分

◇

議 長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小林 博議員 次に開発地の調整池ですね、これらが幾つもあるわけですが、町が管理しておるもの、あるいは民間管理に係るもの、ため池と併用されておるもの等があるわけですが、今回の雨の中で、調整池の状況はどんな状況であったのかということを確認されておりましたらお聞かせをいただきたいと思います。

また、この調整池の日ごろの管理状況はどんなふうになっておるのか。指針は

あるのか等、しゅんせつを例えば何年に1回やりましょうとか、どういう状況になったら掃除しましょうとか、そういうものはあるのかどうかを含めて、調整池問題についてお聞かせいただきたいと思います。

産業課長 開発地・工業団地の調整池についてでございます。各調整池におきましては、オリフィスが設けられておりますので、今回の台風等によりますところの洪水吐を越すような状況ではありませんでした。

また調整池の管理につきましては、過去に福崎工業団地の調整池のしゅんせつを一度行っておりますけれども、その他の調整池につきましては行っておりません。必要に応じてしゅんせつするということになると思いますけれども、今のところしゅんせつの予定はございません。

調整池の管理指針等につきましては、現在ございませんけれども、ため池と併用しております、企業団地のAとB調整池の二つにつきましては、ため池管理者等との管理協定の中で管理を行っている状況でございます。

小林 博議員 民間の調整池についてはどうだったでしょうか。

まちづくり課長 民間の調整池は開発のときに県の基準に基づいて設けているものですが、主に東洋ゴルフには多くの調整池があります。また店舗では、大型店舗でライフにもございます。それについては、過去に点検も県と一緒にやっておりますが、近年ちょっとやっております。そのときには適切な管理ということで、指導も行ったところでございます。

小林 博議員 特に民間のものについては、西谷川もかなりの増水があり、あるいは大内川では被害も出ているということでもありますので、町管理、あるいは民間管理を含めて、今後とも目配りをよろしくお願いしたいと思うわけでありませう。

また、河川管理についても、過去に何回も一般質問で取り上げてきたところがあります。河川区域と指定されておるところの不法な利用の仕方等、いろいろ議論を過去に何回もしてきましたけれども、それらについても今回の水の状況を見ますと、改めて管理問題について、市川あるいは七種川という重要河川の管理問題について、その意を新たにいたしておりますので、県土木とともに、この点についても改めて注意を促したいと思うのですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 今、言われたように、近年の集中豪雨、このたびの台風によりましてもご指摘のとおりでございます。気持ちを新たに、いろいろ過去にも市川の関係で問題もございまして、新たな問題というのは発生してはおりませんが、河川は治水という面で最大の役割を持っておりますので、今後とも県と協働しながら適切な管理に努めていきたいと思っております。

小林 博議員 これらを含めて、これまで調整池の設計やその他、河川の堤防をつくるにしても、この西播磨区域は大体雨の計算では30年確率ということだったんですね。ですから、今回あるいは最近の雨の状況を見ますと、果たしてこの30年確率の計算で、今後ともよいのかなという思いもするわけです。

先ほどと申しますか、本日の技監の答弁でも引原ダム、あるいは生野ダムについても、ダム建設以来初めての状況があったと言われておりますから、この30年確率という県の設計基準ですね。これらの見直しが必要な状況というのは生まれていないのかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

技 監 今、言われましたのは、県で策定した市川の改修長期計画の中で、当面30年、最終的には100年という計画になっています。今、30年確率の改修に向け、期限が決まっておりますがやっていると申す計画ですので、この見直しというのは、今の時点ではないと思っております。30年を目標に頑張っているところですよ。

小林 博議員 市川の河川改修についてはそうでしょうから、それがあから調整池とかダムの設計等についても、やっぱり30年というのは変えられんのだということなんではないでしょうか。

技 監 今言われたのは、洪水調整池開発に当たっての流下能力ということですね。一応30年でされていますが、これがもっと大きくなるか小さくなるかということについては私ではわかりませんが、今並行して県が「総合治水条例」というのを作りつつありまして、その中の一つの目玉は、今まで洪水調整池というのは要綱だったんです。ですから、法的な裏づけがない県の要綱に基づいて、開発に合わせて設置していたということなのですが、それを条例化するという動きがありますので、その中で明確になるとは思います。

小林 博議員 引き続きこの点についても注目して、見守っていきたいと思っております。

今回の水の状況ですが、水害常襲地と言っているところでは、そこでその最中に出会う人たちの中には、「もう毎度毎度こういう状況では大変だ」ということで、行政の責任ということも口にする方もあるわけでありまして、話のできる場所では、現在町が進めておられるところの対策の説明もするわけですが、全部の人にすると状況もなかなかしにくいわけですが、そういう声もありますので、できるだけ水害常襲地の対策を急いでいただきたいということでもあります。個々には前回聞きましたので繰り返しませんけれども、改めて強調をしておきたいと思っております。

それから、かねてから気になっておりました、かつてよく問題になりました矢口の乱開発の現地も今回ちょっと見に行ったわけですが、新たな状況が生まれておられます。今回若干、土砂が池にも入っておりましたけれども、新たな状況も生まれておられますので、今後の矢口の方向も、やっぱり災害問題という観点から見てもおかなければならないなと思うのですが、どういう状況でしょうか。

産業課長 矢口奥池周辺の開発におきましては、平成11年5月24日に兵庫県から森林法に基づきます原状復旧命令がされておりましたけれども、このたび依頼を受けた業者が県治山課の指導を受けながら、現在、復旧工事を行っているところでございます。復旧が正しく行われますと、次の段階へ進むと思われませんが、当然として地元、県、また町との協議が必要になってこようかと思っております。

小林 博議員 まだ前からの課題と言いますか、問題も残っておりますし、決算書を見ますと、まだ税金の滞納も700万円近く、600万円台で推移しておるという状況を確認することができるわけでありまして、そういう状況の中で、新たな開発許可がおりたようでもありますので、特に気にしておるわけでもあります。

次の段階に進むところでまた新たな協議だとおっしゃいましたけれども、現地には8月24日付で許可がおりたと。持ち込む土量は3年間で4万6,000立米と書いた看板がびよんと大きく立っておるわけでありまして、それで、既に幾らかもう持ち込まれておるわけでもありますから、これから協議というんじやなしに、既にもう協議が終わってからされてしかるべきじゃないかと思うのですが、そこをどう、新たな開発の許可がおりたという看板がそこに立っておるわけですからね。県の開発許可ナンバーが何番、何番で、こういう開発だというのが出ておるわけですね。そういう面で、これまでの経過から言いますと、注目せざるを得ないということになっておられますので、今から協議というのはちょっと納得がいかないんですが。改めて答弁を求めます。

副 町 長 先ほど課長が答弁申しあげましたように、原形復旧が前提条件となった開発許可であります。そういう関係を含めて、課長の答弁がそういうぐあいになったわけでもありますけれども、当然といたしまして、現場におけるその開発業者との協

議の中で、原形復旧はどのように行われるのか、正常な状態であるのかどうか、これらはもう新たに見きわめなければなりませんし、これらにつきましては、それぞれの所管委員会であります産業建設常任委員会でありますとか、民生常任委員会等にも現場視察をしていただき、今のあり方等についても一緒になって協議していただければと思っております。

小林 博議員 繰り返しますけれども、先ほど言いましたように中播磨県民局が「特定事業許可証」というのをおろして、兵庫県指令中播（県）（23）第1108-1号という形で許可をおろしとるわけですね。先ほど言いましたように、3年間で持ち込む土量が4万6,900立米ですか、それが現地の看板には書いてありましたけれども、「これトラックで何台になるのかな」という思いで見ましたけれど、そういう状況の許可が出ておりますので、今から協議というのは甚だおかしいなと。既にもう全部協議が終わって、そうして開発許可ということになっていなければおかしいんじゃないかと思うんですね。

あわせて、税金もかなり長期間になるわけでありまして、こういう開発の許可が進むというときには、税金問題もあわせて解決するということにならなかったのかなと思ったりもするんですが、いかがですか。

副 町 長 もととの地権者であります方につきましてはもう亡くなられておりまして、その息子さんが相続するというような形になっておりました。当然、この土地につきましては、町も差し押さえをしておりますが、しかし民地境界等が全然できておりませんので、競売等にもかけるわけにはいかないということもあって、換価するわけにはいかなかったということでもあります。この息子さんと話をさせていただきまして、これらの中におけます滞納額がこれだけありますよという部分を示すと同時に、誓約書を入れていただきまして、分納的な形で行っておるというのが今の現状であります。

しかしそれら誓約が守られておるのかといいますと、これがなかなか守られていないというのも現状でありまして、その息子さんにつきましては今こちらのほうにいらっしゃらない。東京のほうにいらっしゃいますので、顔を見て折衝するというわけにはまいりません。電話連絡等でしかないわけでありましてけれども、これらについても今後必ず守っていただくように、というような形になっております。

この開発業者につきましても、それらの部分については、こういったような形で残っておりますよということも言っておりますし、息子さんと開発業者においてある程度、利害関係が生じておるのではないかという憶測もあるわけでありましてけれども、息子さんに開発業者から幾ばくかのお金が流れた段階には、こちらのほうへ優先的に入れてほしいという話はさせていただいておるところであります。

なお、「協議」という言葉を、誤解を与えるような形で使ったのは非常に申しわけないわけでありまして、先ほどから何回も申し上げておりますように、原形復旧が今の段階でありまして、それらがいつでも取り消せるような形の中での開発でありますので、それで「協議」という言葉を使わせていただきました。

小林 博議員 いずれにしても、今回の許可に至る段階では、地元はもちろんのこと、県も町も、現地調査を含め、これまでの経過も含め、条件をつけた意見を多分つけておると思うんですね。それをクリアした計画だから許可されたということに多分なっておると思うんですね。これはもう普通、常識から言いましてね。そういう点で、今から皆さんの意見を聞きながらというのではなしに、まず、とりあえず所管委員会等への報告もお願いして、そして事を進めたいな、見守っていききたいな

と思っておるところです。言えばかりがありませんので、とりあえず時間がありませぬので、そんなところですね。非常に心配しております。業者の方の3年間という計画ですが、今後どんなふうになっていくのかということを含めて、心配な区域と思っておりますので、慎重な対応を求めなければならないということがあります。

次に、地域の防災力と書いておりますけれども、さまざまな意見が、質問が出ましたので、それらについては基本的にずっと割愛をして、一つ、防災上の観点から思うのですが、特にこの市街化区域内あるいは旧市街地などでも、家あるいは土地の権利異動等も進み、そして集合住宅等が新たに建設される等ということが進んで行っております。

そうなりますと、通路やら排水の問題を初め、地域での防災上の観点からも非常にいろんな問題を感じざるわけです。災害に強いまちづくりを進めていくという、将来的な観点からも、こうした新たな集合住宅等の建築の場合には、建築確認の出た段階で自治会と協議するように指導をしていただく、あるいは町も自治会の意見を聞く等の措置があってもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

まちづくり課長 現在では、議員さんもお存じのように宅地の切り盛り、造成の切り盛りの関係で開発許可が要る場合は地元と調整して、地元の同意が必要ですが、建築確認申請の場合は地元の同意等を必要としておりませぬ。

町として、法的根拠のない行政指導というものはできない、また困難というところがありますが、今言われた集合住宅につきましては、確認申請が町の窓口等で出される段階で、「地元にあいさつとか概要説明をしてください」というお願いをしております。そういうことで、地元の区長さんには、こちらに来られましたら、その概要については説明できますが、中身の確認申請、立面・平面・間取りといったことについてはプライバシー、こちらにも守秘義務がありますので、図面は見せていないのが現状でございます。

小林 博議員 法的な制約があるのはわかるわけですが、建設が進みますと、将来にわたって非常に災害という観点、防災という観点からも心配が残りますので、できる限りの方策は講じてほしいなと思って、再度求めておきたいと思っております。

次に、公共施設の対策ということですが、これはもう前回も言っておりますので、ライフラインや防災拠点・避難所などの非常時の電源対策等は十分に対応するように求めておきたいと思うわけですが、役場を初め、その他防災活動のときに活動する場所・避難所、あるいは上・下水道などの各ポンプ場等の電源対策等、これらについても十分な対応を求めておきたいと思っております。

また、今回補正予算に上がっております急傾斜地対策事業につきましては、とりあえず1期事業の具体的計画ということになっておりますが、2期事業の見通しについては連続して行われると理解してよろしいでしょうか。

まちづくり課長 県としても、町としても、1期・2期全体として地元から要望を受け、説明につきましても1期・2期同時に関係地権者を集めて、地元の公民館でも説明をしているところがございます。

県も事業を進める中で、やはり1期・2期の間には谷筋があつて、一定の距離があります。事業評価の中でも、事業を進める中でも、やはり分けて進めるということで、今回補正でも認めていただいたんですが、1期をまず手がけて、2期については少しおくれますが、連続して進めるということは県から聞いておりませぬ。ただ、事業は単年度で予算化して進めるということでもありますので、引き続き、2期の分についても地元と協働して、県に機会あるごとに要望を続けてい

きたいと思っております。

小林 博議員 その都度県の予算の都合、事業の状況等で変わっては大変でありますので、一つの地域で手がけられた事業が、2期事業まで円滑に、早期に完了するように改めて求めていただきたいし、当局にもその努力を求めたいと思います。

次に、駅前周辺整備につきましては、毎回質問をしておりますが、前回以降の進捗の状況等についてお聞かせいただきたいと。原案等の公表、発表ですといいますか、公にするという、そういう時期はいつごろになるのか、めどが出ておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

技 監 議員から毎回、3カ月ごとにこの質問をいただいております。そのたびごとに前進しているご報告ができれば本当にいいんですけども、今はそういう状況ではありません。今、重点して取り組んでいますのは甘地福崎線。事業主体が県でありますので、県に対して我々の考えているルート、構造について説明し、理解を求め、事業化に向けてやってほしいという働きかけをしております。しかしながら、県が今、特に道路関係の予算が非常に厳しい状況になっておりまして、特に県の道路新設は東播南北、後、鳥取豊岡宮津というところで大半が使われておりまして、ほとんど新規には回らないという状況もあります。そのために、事業時期がいつになると、県がするということまでなかなか行きません。そういう状況ですので、県が責任を持ってないもののルート、構造を公にするということもできないという状況です。今は県に対して、勉強会等を設置できないかという働きかけをしているところでございます。

小林 博議員 町も対策室を設置してやっていく、取り組んでいくということでもありますので、町民全体としても、あるいは地域の方々としても、期待あり、関心ありということで、見守っておるところでありますので、作業は急いでいただきたいと思うわけですね。特に県道甘地福崎線の、千束のあの狭いところ、市川町の区域になろうかと思うんですが、そこの工事最近、発注されたと聞いております。そんなふうには、県道の整備が北からずっと進んでくれば、なおさら駅前の問題というのは大きくなってくると思いますので、その点についての作業は急いでいただきたい。

県も前の経験ですと、それぞれ部局が違いますと、言う意見が違って困るんだという話を過去に聞かされたことがありますけれども、今回もそんなふうなことになったりして長引かないように、中島技監もおられますので、期待して待ちたいと思うわけですが、よろしくお願いいたします。

次に福祉と医療という関係ですが、交通弱者対策の問題については、先日の委員会で健康福祉課長から説明をいただきましたので、詳しい内容はもうよろしいわけですが、初めからデマンドありきではなく、住民が気兼ねなく利用できるということを主眼に計画を進められることを、改めて求めておきたいと思えます。

またあわせて、次で書いております国保会計の来年度予算編成については、どのような方向づけになるのか。今回出されております決算の状況を見ますと、一抹の心配をしておるところですが、いかがでしょうか。

副 町 長 国保会計は非常に厳しい状況下にあります。そういう環境も含めまして、医療のあり方でありまして、そういった上で健康をどのように考えていくのかといった基本的な考え方と同時に、会計のあり方等についても検討を加えなければならぬと思っております。とりわけ、基金がこういうような状況でありますので、それらは今後、非常に活用できるという状況ではありませんので、今後の医療費の推移について検討を加えながら、それらに値するような健全な、安定した形の



考え方を持っていきたいなと思っております。

また、税のあり方等についても今、検討を加えていただいております。また、応能・応益の関係については、応能に負担を求めながら、なおかつその資産割のあり方がありますとか、そういうところの研究は今させていただいております。そういう関係も含めまして、決算委員会等でもご報告を申し上げたわけでありまして、一般会計からの繰り出しのあり方も検討の一つかなと思っております。

小林 博議員 バスの問題についても一言。

健康福祉課長 巡回バスの編成につきましては、デマンドを一部取り入れた案も含めまして、四つほどの計画案を今検討しているところでございます。今後の方針につきましては、現在の利用者を含めまして、できるだけ多くの方の意向を把握するために、各集落のミニデイサービスを利用いたしまして町民の意向を聴取し、利用しやすい運行計画案を検討していきたいと考えております。

小林 博議員 国保の問題につきましては、今回出されております資料を見ましても、所得ゼロ、これが医療支援分で、世帯数の構成比で25.6%、介護分で33.4%というふうに、非常に大きな割合を所得ゼロの世帯が占め、そして医療介護分でございますと、総所得150万円以下の世帯だけで70%というふうになっております。この傾向は、もうずっと前からこの表は出していただいていた大変参考になるわけですが、これからもうずっと低所得の方向にだんだんと比率が大きくなっていくという方向ではないかと思うんですね。この状況から、国保の会計が、もう基金も残り少なくなったし非常に厳しいということで、増税という方向に単純に走るの、能力を超える負担になるおそれが非常にあると思っております。

福崎町は税の納入率が非常に高いということが、町民の方々の福崎町を愛する意識の高まりの結果だと思っておりますけれども、そこだけに頼って、所得階層が非常に低いという傾向が非常に強くなっているという状況の中での国保の増税というのは、できるだけ避けていただきたいと思っております。新たな税の検討も始まっているということのようでありまして、その点も強く要望しておきたいと思っております。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、小林博君の一般質問を終わります。

以上をもって、通告による一般質問のすべてを終わります。

これにて第440回福崎町議会定例会の日程をすべて終了することになりました。

よって、閉会することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

第440回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9月9日に招集され、本日までの21日間にわたり、本会議及び委員会と、連日、終始熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。本定例会に提出されました案件については慎重審議をいただき、それぞれ適正・妥当なる結論づけをいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見・要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよ

う、強く要望いたす次第であります。

朝夕めっきり涼しくなりました。どうか皆様方におかれましては健康に十分ご留意されまして、議員活動初め、町政発展のためにさらなるご精励をお願い申し上げます。

閉会に当たりまして、町長からごあいさつをいただきます。

町長 第440回福崎町議会定例会を終わるに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

その前に、三つの問題について、議会を通して私の感想もひっくるめて述べさせていただきます。

私なりの感想でありますけれども、今回大きく問題になりました一つは、災害対策ということがありました。福崎町の降雨量の1日の量を上回るものでありました。これは先ほど論議がありましたように、私たちが想定している以上の雨量が、これから降ってくる。災害がいろいろな面で起こってくるということになります。そういたしますと福崎町、あるいは国、県が想定をいたしておりましたものの能力を超える雨が降ったり、地震が起きたりするわけでありますから、そんなときにはなかなか今の施設だけでは対応できないという問題が起きてまいります。しかし、それに対応しなければならぬわけでありまして、根本的には国、県のきちとした対策があつて、初めてまちづくりの根幹に徐々に移ってくるといふこととなりますが、当面は減災、犠牲者を少なくする、被害を少なくすることの方が一番大事なことになるわけでありまして、今回も、不十分さはありましたけれども、人災に及ぶことなくこの災害を切り抜けていったということの経験を大切にしながら、さらにご指摘のありました問題については改善を加えていかなければならないと思っております。

防災無線の話がありましたけれども、あれは風向きでありますとか、雨の音でありますとか、ドアを閉めているときにはなかなか聞こえない部分が出るというのはよくわかりました。したがいまして、その対策をどうするのかというのが、今回の議論で、皆様方からご指摘を受けたものでありまして、そうした対策を多面的に講じていくというのは課長も答弁しておりましたので、一層の工夫と、そして去年1年間かけて自助、そうした災害のときには、各自治区でもぜひ臨機応変な措置をとってほしいということをお願いしてまいりましたが、今回はそうした自主防災の組織と、そして消防団と町との連絡ですね、それが一層緊密でなければならぬということを経験いたしておりますので、これはぜひとも全課挙げてこの対策には取り組んでいかなければならない、改善していかなければならないと考えております。

そして、二つ目に今回大きな問題になりましたのは、広域行政の問題ではなかったかと思っております。これにつきましては副町長がしっかりと答弁いたしております。しかし合併以後、この問題というのはまだまだ尾を引いていくし、これから広域行政がどのようになっていくのかという問題は予断を許さないわけでありまして、法律の改正がどんな方向に行くのか、これも予断を許しません。

しかしながら、私たちのいのちとくらしと人権を守るという意味では、町も努力しますが、やはり住民の皆さんの意識も高めていただいて、自分たちのくらし、いのちはしっかりと守るんだという観点からいろんな声を出してもらうように、こちらからも働きかけると同時に、みずからも声を出していただくことが大事ではないかと思っております。

この問題については、姫路福崎斎苑の問題が出ておりましたけれども、これはその当該広域行政の議会等でもその発言をしていただき、私たちが姫路市との協

議を一層進めてまいらなければならないという思いを持っているわけでございます。

それから、最後に企業誘致の問題が出てまいりました。これはわざわざ指定されておりました方への発言ではなしに、私が答弁させていただいたわけであります。それには一定の理由があるわけであります。この問題については発言通告がありませんでした。私たちは9月27日に幹部会を開きまして、皆様方から出てまいりました質問について、だれがどう答弁するのかということ割り振っているわけであります。したがって、課長の答弁とはいえ私の了承を受けているということでもありますから、全部町長答弁と受けていただいて結構であります。しかし、発言通告のない問題で、町政の根幹にかかわる問題についてはまず私に尋ねてください。それが普通ではなかろうかと思うわけであります。私が答弁できないときには、私で割り振って「副町長に答弁をしてもらいます」というふうに割り振ってまいりますので、発言通告のない問題で、しかも町政の根幹にかかわるという問題については、まず私に尋ねていただくというふうにしていただきたいと思います。

この3点について触れさせていただくわけでありますが、かく言う私も、定例議会はこれが最後でございます。4年間、長い間皆様方とともに頑張らせていただき、皆様のご支援とご協力を得ながら、4年間を務めさせていただいたわけであります。できるだけ12月議会も皆様さんと面会できるように頑張りたいと思っておりますけれども、これは私の力でどうすることもできないわけであります。住民の皆様方の投票行動によって決まるものでありまして、その決定はしっかりと受けとめていかなければならないと考えているわけでございます。

この議会では、提案をいたしましたすべての議案につきまして、賛成をさせていただいたわけでございまして、その間お受けいたしましたさまざまな質問、意見、そして提案については、今後の行政に活かしてまいりたいと考えております。とりわけ、今回の議会は22年度の決算であったわけでありますから、今度の決算を踏まえまして、24年度の予算に反映していくという大事なものでございますので、皆様方の提案はしっかりと受けとめながら、全課でいい予算ができるように、これから頑張りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

非常に長い間ご審議を賜り、ありがとうございました。

議長 それではこれもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後3時00分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成23年9月29日

福崎町議会議長 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 小 林 博

福崎町議会議員 東 森 修 一